

令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 30 日 )  
( 第 29 号 )

第  
29  
号  
11  
月  
30  
日



令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 29 号

○令和 2 年 11 月 30 日（月曜日）

---

### 議事日程（第 29 号）

令和 2 年 11 月 30 日（月） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 186 号から議案第 195 号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 議提議案第 4 号  
〔採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 186 号から議案第 195 号まで
- 日程第 3 議提議案第 4 号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢

6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正夫
18	番	野村	保道
19	番	山内	明香
20	番	山本	里尚
21	番	稻森	稔初
22	番	濱井	真治
23	番	森野	初真
24	番	津村	衛野
25	番	杉本	熊三
26	番	藤田	宜義
27	番	稻垣	昭生
28	番	石田	成生
29	番	小林	正人
30	番	服部	富男
31	番	村林	聡
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊

34	番	長 田 隆 尚
35	番	奥 野 英 介
36	番	今 井 智 広
37	番	北 川 裕 之
38	番	日 沖 正 信
39	番	舟 橋 裕 幸
40	番	三 谷 哲 央
41	番	中 村 進 一
43	番	津 田 健 児
44	番	中 嶋 年 規
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
51	番	舘 直 人
(42)	番	欠 番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦

代表監査委員 山口 和夫  
監査委員事務局長 坂 三 雅人

人事委員会委員 降 旗 道 男  
人事委員会事務局長 山 川 晴 久

選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

労働委員会事務局長 中 井 宏 文

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） ただいまから、本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る11月26日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第186号から議案第195号までについて、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

---

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
186	令和2年度三重県一般会計補正予算（第9号）
187	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）

188	令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
189	令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
190	令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
191	令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
192	令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
193	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
194	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
195	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年11月26日

三重県議会議長 日沖 正信 様

予算決算常任委員長 杉本 熊野

## 質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。17番 野口 正議員。

〔17番 野口 正議員登壇・拍手〕

○17番（野口 正） おはようございます。

ちょっと大きな声が出せないで、小さく発言させていただきます。

自由民主党県議団の松阪市選出の野口正でございます。よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症に関わっていただいております医

療関係者をはじめ、多くの関係者の方々の御尽力に対して心から感謝申し上げます。

また、罹患された皆様、亡くなられた方々にお見舞いと哀悼の意を表したいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、早速ですが、ちょっと時間があまりないので、すぐ、入らせていただきます。

1番として、現在審議中の性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）に関して、お聞きいたします。

現在、環境生活農林水産常任委員会において、性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）が、審議されている最中であり、この条例に関しては、県内外から注目が集まり、メディアでも報じられております。

素案では、パートナーシップ制度の導入を検討するという記述がありましたが、中間案では、記述がなくなっている状況でございます。

パブリックコメントも350件を超える意見が出され、多くの方々が注目しています。賛否についても、異なる様々な見解があり、難しい取組だと感じております。

この性の多様性ということですが、実に多様な性の在り方があり、ゲイと言われる人の中にも、公にゲイであることを知らせ、生活している人もいれば、公言していない人、妻があり、子どももいる方、人生の中のどこかの時点で、自らの性的指向に気づき、目覚め、変わっていく方もいれば、思春期から一貫して、他者との違いに悩み、苦しみ、いわれのない嫌がらせを受けた、いじめられたりするといったことを経験する人など、状況は多岐にわたり、解決すべき課題がある人もいれば、ない人もいるかもしれません。

さらには、ここにレズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーといった人たちが加わり、このカテゴリーに当てはまらない人もみえます。それぞれの枠の中にも、さらに多くの異なる価値観を持ち、異なる生き方をされている方もおられます。

当然、周りの人も様々な性の在り方を受け入れる人と、受け入れ難いと思う人もいれば、性的なことはプライベートなことで、職場ほか、社会活動とは一切関係のないことであろうと割り切っていることができる方もいるでしょう。

我が会派の中にも、家庭を持つことはとても大事で、子どもたちには、人生設計の中でどのように結婚し、子どもを産み育てて、かつ社会での活躍と、どのようにバランスを取っていくかということを重要課題として考え、ライフプラン教育こそ、もっと進めるべきだと考える人もみえます。そんな様々な価値観が存在し、生き方が存在する中で、我々は、多くの人たちと隣り合わせで住み、生活をしている現実があります。

大事なことは、みんながそれぞれに対して、一定譲歩しながらも、考え方や生き方、価値観の違いを理由に、他者を傷つけることなく、対立することもなく、あるいは考え方を押しつけるわけでもなく、折り合いをつけ、お互いを理解し、認め合い、社会が分断されることなく、極力多くの方が納得しながら物事を進めていくこと、課題を解決していくことも、それこそがダイバーシティ社会なのではないかと思います。

現在、制定に向けて進められているこの条例によって、知事はどのような三重県の未来を思い描いているのか、所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 条例により、県の未来をどのように思い描いているのかという所見について答弁させていただきます。

県では、2019年に、全国に先駆け、ダイバーシティみえ推進方針を策定し、一人ひとりを大切に、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて取り組んでいます。

この方針では、性別、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って、日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる地域社

会を描いています。

一方で、性の在り方が多様であることへの社会の理解不足による差別や偏見、また男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約があるなどの問題があり、不安や課題を抱える方々がおられます。

こうした中で、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、御指摘のような様々な立場や考え方を含め、多様な生き方を認め合うことができるようにするためには、職場、学校、家庭、地域などで取り組んでいく必要があります、新たな条例づくりを進めています。

私は、古くからのトランスジェンダーである友人がおり、今も連絡を取り合ったり、御家族との交流をさせていただいています。

みんな一人ひとり違いますが、その違いは、年齢、性別など見えるものだけでなく、考え方、価値観、生き方など様々であり、お互いを理解し、交流し、社会の一員として、分断ではなく支え合う、温かい社会としていきたいと思えます。そして、そのような社会は、異なる能力が掛け合わされることで、地域にイノベーションをもたらすものとも思えます。

県としましては、性の在り方にかかわらず、人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる多様な生き方を認め合う社会を目指し、取り組むことで、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の理念でもある多様で包容力のある持続可能な社会の実現につなげていきます。こうした社会の実現に向けては、異なる意見や考え方を包摂しながら、一つ一つ進めていくことが大事です。

県民の皆さん一人ひとりが幸福を実感できる三重となるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

性の多様性については、個人それぞれの宗教観にも関係することですので、様々な考え方があることを承知しております。したがって、少数派、マイノリティーの意見を排除することなく、お互いの理解を深めながら、

一步一步進めていただきたいと思います。それが、我々の目指すダイバーシティの社会であると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に行きます。

2番としまして、コロナ禍における中小企業・小規模企業の支援についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症によって生じている県内の中小企業・小規模企業の生き残り政策についてお聞きします。

御存じのように、新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変革は、人々の意識を変えると同時に、経済にも大きな問題を発生させました。経済は、人間に例えると血液であると言われます。今、血液が止まれば、人間は生きていくことはできません。社会も同じ状況にあります。現状、世界も同様であります。企業等は、令和3年1月までの貸付事業においてカンフル注射を行っていますが、経済活動が縮小している中で、生き残るすべがない企業等も多くあります。

解雇や雇い止めが行われ、人々の生活不安がますます高くなる現状の中で、政府としても多くの助成メニューを出し、一生懸命やっただいていると思っております。しかし、第3波と言われている新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業を取り巻く経営環境は非常に厳しいものがあります。

このような状況の中ではありますが、融資を受けた企業は、今後、返済をしていく必要があります。当たり前ですが、借りたものは、無利子であっても返済しなければなりません。しかし、経済状況が厳しい企業は、返済ができるのか心配しています。融資を受けた企業が計画的に返済していくためには、中小企業・小規模企業の事業の立て直し、再生に向けた支援が必要です。

そこで、お聞きします。

県として、県内企業の倒産状況など、県内経済の状況について、どう認識し、中小企業・小規模事業に対して、どのような支援を行っていくのかをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 県内経済の状況についての認識、それと中小企業・小規模企業に対してどのような支援を行っていくのかということについての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、あらゆる産業での売上げや受注の急減、雇用の不安等が広まりました。

このような状況から、県では、事業の継続と雇用の維持を図るため、相談窓口を設置し、様々な業種への定期的な聞き取りを行うとともに、三重県緊急経済会合や県内産業の現場の皆様との意見交換などを踏まえ、県内経済団体、金融機関、市町など関係する全ての機関によるオール三重でできる限りの対策を、スピード感を持って実施してまいりました。

特に、事業者の資金繰り支援としましては、2月以降、融資制度の拡充・融資枠の拡大等、必要な対策を機動的に累次にわたり講じ、これまでにリーマンショック時を超え、過去最大となる4012億円の融資枠を確保してまいりました。

また、国に先駆けた融資によらない資金支援の取組を重点的に、かつ複数回にわたって実施し、県内中小企業・小規模企業の事業継続に係る支援に取り組んでまいりました。

こうした支援を、国の緊急対応策と連動して講じた結果、県内経済の状況は、前年と比べると大変厳しい状況が続いてはおりますが、鉱工業生産指数は3か月連続で上昇し、大型小売店販売額は、4か月連続で前年比増となるなど、持ち直しの動きも見られます。

特に、1000万円以上の負債を抱えた県内企業の倒産件数は、民間調査機関の調べでは、今年4月から10月までの7か月間で32件ありましたが、これは前年同期よりも10件少ない件数となり、東海地区の他県の前年同期の比率と比べ2割程度低い値となっております。

これらのことは、コロナ禍を乗り越えていこうとする事業者の皆様のご努力と関係機関の御協力の成果が結果として表れているものと認識しております。

一方、県内の商工会・商工会議所からは、融資により、今は持ちこたえて

いるが、据置期間が終了し、返済が始まるまでに売上げを回復できないと、その先が心配な事業者が管内に多くあるという声や、地域で後継者のいない事業者が、今回のコロナ禍をきっかけとして廃業を決断するケースがあると、いった声を聞いております。

地域における生活インフラの役割を担う中小企業・小規模企業の倒産や廃業の増加は、地域経済の根幹に関わる問題であり、売上げ回復を伴う事業継続や円滑な事業承継は、地域経済の立て直しに向けた喫緊の課題であると認識しております。

このため、中小企業・小規模企業の事業継続を下支えする取組として、まず、例年、資金需要が増加する年末や年度末の資金繰り対策について、金融機関と連携し、万全の対策を講じてまいります。

その上で、売上回復に向けては、現在の環境は、今後も中長期にわたり、あらゆる業種において、感染症のリスクを意識した事業活動を行わざるを得ない状況にあることから、中小企業・小規模企業がDXや新しい技術を活用して、新たな日常に対応したビジネスモデルを構築し、今の危機を乗り越えて、売上げを回復できるよう、三重県版経営向上計画の仕組みを活用するなど、商工団体等と連携した伴走型の支援の強化に努めてまいります。

加えて、中小企業・小規模企業の休業・廃業を最小限にとどめるため、事業承継支援について、オール三重で取り組んでいる三重県事業承継ネットワークを最大限活用し、事業承継計画の策定支援やこれまで、親族間の事業承継の妨げとなっていた経営者保証解除の取組を推進してまいります。また、親族以外の方が、事業を引き継ぐ第三者承継について、10月1日から、全国の事業引継ぎ支援センターと民間のM&Aプラットフォーマー3者との連携が実現し、今後、マッチングの機会が増えることが期待できることから、事業引継ぎ支援センターを有効に活用し、第三者承継の実現に一層注力してまいります。

このように、引き続き関係機関と連携し、資金調達支援や経営向上支援、情報通信技術の活用促進、事業承継支援など、あらゆる施策を総動員して、

中小企業・小規模企業の事業継続を支援してまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

今、聞きましたら、32件と、前年より10件少ないと。かなり皆さん頑張っていたかというか、支援をしていただいている効果が出ているのかなど。

ただ、先ほど言われましたように、これ、今、第3波ということで、かなり経済が圧迫されるというか、減少せざるを得ない世の中になっているんですよ。当然、そうなると中小企業、大体、資金繰りがかなり厳しくなるというのは、もう事実だと思いますので、何とか、そこら辺をお願いしたい。

それで、再度、お願いするんですけど、借りたものは返すのは当たり前ですけど、その返す、その資金がない。当然、返さなきゃいけないものなんですけど、何とかその資金繰りをしてもらって、中へ入れていただければ助かるんだという意見をたくさんいただいていますので、よろしくお願ひしたいと思います。一度、どんな状況かは、また再度質問していますので、よろしくお願ひします。

それと、もう一つは、やっぱり雇い止め、また解雇、当然企業ですから、やっていけないのに、従業員を雇うというわけにもいかないというのが現実だと思いますし、ただ、とはいっても、解雇されたり、会社を辞めさせられたり、雇い止めを受けた方というのは、やっぱり、生活がありますし、それは、市町が、住んでいる人たちのある程度の生活があると思うんですけど、とはいってもやっぱり県からの応援をしていただかないと市町がかなり厳しいです。だから、そこら辺の連携も、ぜひお願ひしたいと思うのですが、支援の方法など、お聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 新型コロナウイルス感染症の影響によって失業された方、あるいは失業しないようにしていく支援については、どのような取組かということについての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症は、雇用面に大きな影響を与えており、11月20

日時点での厚生労働省の集計結果では、企業が解雇等を行う見込みの労働者数は、県内では730人となっていますが、岐阜県の半分以下、愛知県の5分の1以下にとどまるなど、東海3県では最も低い状況となっています。

また、本県の完全失業率も推計値ではございますが、本年4月から6月末の平均で1.4%と、令和元年平均と比べ0.2ポイント増加しているところです。こちらも愛知県、岐阜県とは比べて低い状況となっております。

リーマンショックが発生した平成21年平均の4.4%までは上昇せず、こうした状況に抑えられているのは、雇用をつなぎとめていただいている企業をはじめ、金融機関や関係団体など皆様の御協力により、オール三重で取り組んでいただいた結果にほかならないと考えております。しかしながら、感染症は現在も拡大の傾向にあるため、雇用状況は引き続き予断を許さない状況にございます。

県としては、まずは、労働者が失業しないよう、企業に従業員の雇用維持を図っていただくことが重要であると考え、雇用調整助成金の活用が促進されるよう、雇用関係助成金等相談窓口を6月に設置いたしました。

相談の内容としては、助成金の対象になるかどうか、それから申請書類の確認をしてほしいということなどがございまして、それに対して対応しているところでございます。

また、雇用調整助成金における助成率の拡充など、特例措置については、県から期限の延長を要望しておりまして、来年2月まで再延長されたところでございます。さらに、3月以降も延長されるように、国に要望しているところでございます。

県独自の取組としては、出向などの失業なき労働移動を促進するため、出向支援の専門機関である公益財団法人産業雇用安定センターと協定を締結するとともに、8月にはみえ労働力シェアリング支援拠点を開設し、企業情報の提供や企業間のマッチングなどを行っております。10月までに50件以上の相談を受け付けたところでございます。

このほか、三重県労働相談室では、労働条件に関する相談や、失業後の生

活相談に対し専任の相談員が助言を行うとともに、三重労働局などの関係機関につなげる支援を行っています。

一方、離職を余儀なくされた方への支援として、離職者の就労を支援し、生活の安定につなげるため、三重労働局と連携し、ジョブカフェおしごと広場みえにおいて、オンラインによる就職相談や面接指導、県内中小企業のマッチングイベントなどをワンストップで提供しているところです。

加えて、離職者のスキルアップを図り、再就職を支援するため、津高等技術学校などにおいて、パソコンCADや溶接技術の習得、介護福祉士等の養成など、就職に結びつくための多様な職業訓練を原則無料で実施しているところでございます。

今後、失業者がさらに増加する場合には、当面の雇用の受皿を確保する緊急雇用創出事業の実施が有効であると考え、国に対して速やかな事業の創設を要望してまいります。

失業は、生活に直結する深刻な問題であるため、県としては、コロナ禍において、歯を食いしばって、雇用の維持・確保を図る事業者を支援し、失業者を生み出さない取組を進めるとともに、失業を余儀なくされた方に対しては、不安や危機感にしっかりと寄り添いながら、一日も早く再就職できるよう、必要な取組を的確に進めていきたいと考えております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

かなり三重県のほう、頑張っていただいている雰囲気、ありがたいと思います。

もう時間があんまりないんですけど、一つだけ、外国人の労働者の方が、今、問題になっています。そこら辺の支援方法というの、もしあればお願いしたいんですけど。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 外国人の労働者の支援については、失業を余儀なくされた方もたくさんいらっしゃるということで認識しております。それで、関

係する市町と連携して、本当に生活に困るような労働者の皆さんに一つ一つ丁寧に相談にお答えしたり、あるいは派遣を辞めたという事業者に対して、事業を継続するように、派遣をとめないようにということで、事業者に対しても要望しているところでございます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

本当に、同じ働いている、一生懸命働いている方ですので、外国人の派遣事業者の皆さんにも、これは当然それは言わなくちゃいけない。

特に、市町が受ければ、当然その人たちの生活保護とかいろんな面で、市町が援助しなきゃならないと、その経費負担もかなり出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、獣害対策の現状についてということでお聞きしたいと思いません。

新型コロナウイルス感染症の問題の中で、獣害の問題が忘れられたかのように思われているのではないかと心配しております。

この質問をさせていただきますのは、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等により、獣害被害は日常的に存在し、農業被害にとどまらず、農作物が作付できないことによる高齢者の生きがいの喪失といった精神面の被害、さらには耕作放棄地の増加など、地域全体の活力低下にも影響を与えております。

私も、地域をいろいろと回らせていただいておりますが、獣害の被害は減っている実感はなく、むしろ増えていると感じている集落がまだまだあります。

また、ある地域の方からは、ニホンザルの集団被害など獣害被害は全体的には減ってきているが、群れからはぐれたニホンザルが、勝手に畑や家等に現れて、人に対し威嚇し、暴れ回って、手をつけられない、困っているということも聞いております。

ちょっと写真をお見せします。（パネルを示す）これは、私がたまたま、地域の方が農業被害にあったときに、たまたま行ったらおりまして、これ、私じゃないので。私がきよろきよろ、本当に私が撮らせてもらったんですけ

ど、このニホンザルが、本当にもう地域に行ったり、学童保育の通学のときに威嚇をして困っているんだよと。大人もやっているんだけど、それでもまだやってくると。私もはぐれザルかも分かりませんが、そういう方はやっぱりいろいろ問題を起こすのかなというあれなんですけど、こういう対策もあると思います。

獣害の問題は、人間の生活様式の変化や、中山間部の地域の空き家増加、すみかとなる森林の環境変化など、総合的な要因で引き起こされていますが、自然界の生き物は、都会であろうと、田舎であろうと、環境さえ適合すればどんどん進出してきます。

県も、これまでの獣害防護柵への整備や捕獲に対する支援などに取り組んでいることは承知していますが、防護柵だけでは被害は防げないといった声や狩猟をする人たちが減って、動物たちの人間に対する恐怖心が減少しているとの声も聞きます。

そこで、お聞きいたします。

捕獲等は、市町の権限ですが、市町の連携も含め、獣害被害の現状をどのように捉え、これまでの対策の効果を踏まえた上で、今後の対応について、県としてどのように取り組むかをお聞きいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（前田茂樹）** それでは、獣害被害の現状と今後の対応についてということで御答弁させていただきます。

これまで、県では野生鳥獣による被害の減少を図るため、市町などと役割分担の上、互いに連携しながら獣害対策を進めてきたところです。

市町等においては、集落ぐるみによる追い払いや侵入防止柵の整備、被害防止の捕獲などに主体的に取り組んでいただくとともに、県は市町等が、獣害対策を進める上で必要な予算や技術面での支援、市町をまたぐ広域的な捕獲などを進めてきました。

この結果、集落ぐるみで獣害対策に取り組む集落数は600を超え、田畑等への侵入防止柵は、令和元年度末で2256キロメートルの整備が進みました。

また、ICTを活用した大量捕獲技術の導入などにより、近年のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの年間の捕獲頭数は、10年前の約2倍となります。3万8000頭前後の高い捕獲圧を維持しております。また、農業被害金額についても、平成23年度の約5億円から、令和元年度は約2億3000万円まで減少しています。

このように、対策に一定の効果は見られていますが、近年は、農業被害金額が横ばいとなっており、減少傾向が鈍化しています。その原因としては、侵入防止柵の整備などの対策を行った地域から、対策を行っていない地域へ被害が拡大したことや、侵入防止柵の適切な維持管理等が行われず、イノシシなどの侵入を許してしまっているといったことが考えられます。

このため、今後も引き続き、関係市町等と連携しながら、集落ぐるみの侵入防止柵の整備や捕獲に取り組むとともに、被害のさらなる減少に向けて、例えば、ニホンザルの被害に対応するため、既存の柵の上部に電気柵を追加で設置するなどの機能向上に関する支援、ニホンジカの生息状況や被害状況を示した獣害情報マップを市町に提供し、捕獲の効率化を図る取組、侵入防止柵下部の掘り起こしによるイノシシの侵入を防ぐ柵の補強技術の普及、また、設置したわなの見回りの労力削減や効率的な捕獲に資するICTを活用したシステムの導入などに取り組んでまいります。

さらに、農業被害金額の約5割を占めるイノシシに対しましては、豚熱の感染拡大防止の観点も踏まえ、市町等が実施する捕獲に対する上乗せ支援や、県が主体となって実施する捕獲により、対策の強化を図ってまいります。

〔17番 野口 正義員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

確かにニホンザルの被害、聞いていると、地元の方も言っておるけど、もう御存じのように、集団のニホンザルを追い出しても、よそへ行っちゃうんです。

だから、松阪市で追い出しましたら、よその地域の多気町とか津市のほうへ行っちゃうことになるので、これはやっぱりある程度、県と連携してやっ

ていただければなと思っておりますのでお願いしたい。

豚コレラについても、被害が多いということで、今、イノシシを殺処分、かなりしていただいていると思っておりますので、減少傾向にあるのかなという思いもしておるんですけど、それを含めても、やっぱり電気柵を作るとよく言われるんですけど、私も電気柵を見せてもらったし、前回やったか、去年やったか、その前やったかに質問もさせてもらって、電気柵、意味ないですよと、あんまり意味ないと言ったらちょっと語弊なのであれですけど、意味があんまりないというのは、イノシシは穴を掘りますと、穴を掘る。前も言ったんですけど、鳥を防ぐために、木に網をかける。それで、鳥は来なくなる。だけど、イノシシが来て、その網を取って、餌を食べる。その上、取られたので、こうやってやる。そういう経験がありますのでね。やっぱり、全体的に、もう僕は殺処分ということを前から言っていたんですけども、そこら辺が必要なのかなと。ただ、それによって生じる大きな問題もあると思いますし、なかなかそれは難しいのは分かっていますので、そこら辺もちょっとどうかと。

それと、先ほど言ったように、イノシシもそうなんですけど、はぐれザルというか1匹のやつが、結構、最近増えてきているらしいんです。それらが、結構、暴れ回っておると。そこら辺を先ほど見せましたけど、本当に僕に威嚇してきましたのでね。私に威嚇するぐらいですから、ほかに対しては、かなり威嚇しておるのかなという心配しておったんですけど。それは、もう日常茶飯事ですよと、家へも来ますよという話をしていましたら、今度は、いや、ニホンザルだけじゃないと、アライグマもおると、タヌキ、私の地区、漁師地区で海岸沿いなんですけど、もうアライグマは当然おりますし、それでタヌキも、キツネは前おったんですけど、これはちょっと最近見ないのでなくなったのかなと、もう、そんなあれなんですということは、どうなんだろうと、もう普通のその、あれしていいのかな。例えば、アライグマを捕まえたんです。捕まえたんですけど、どうしたらいいか分からないと、市へ当然言いますわね。市としては、殺処分できない。これは、猟友会の権限を

持っている人でないとできないという話で、大分かったというようなことを聞いている。だから、そこら辺も含めて、今、猟友会の皆さん、要するに殺処分の権限を持っている人たちもかなり減少しているということなので、そこら辺も含めて、どのような対策をやっておられるのかお聞きしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 県内のニホンザルの群れの数や行動というのは、雌ザルに発信機を装着するなどしていきまして、おおむね把握しておるところでございます。しかしながら、群れから離れたニホンザルについては、多くが1頭で行動する雄であるということで、行動を把握することが困難である上に、集落内まで出没するニホンザルは人間に対して恐怖心を持たないで人に危害を与えるというようなこともございます。こうしたニホンザルの被害対策としましては、まず、ニホンザルにとっての集落の魅力をなくすということが重要でございまして、具体的には、集落内の収穫残渣や不要果樹などの餌場や耕作放棄地、あるいはやぶなどの隠れ場所をなくすということ。それから収穫する農地は侵入防止柵で正しく囲う。それから発信機等により群れの行動を把握し適切な追い払いを行うということ。それから加害する個体を適切に捕獲するということが効果的な対策になるというふうに考えてございます。しかし、既に集落に定着して、人への危害も危惧されるはぐれザルなどに対しましては、行政、自治会、猟友会などの関係者が連携しまして、住民への情報提供、発見時の連絡体制の整備を行いますとともに、複数の捕獲おりの設置などによる積極的な捕獲を行う必要がございます。

なお、捕獲おりでの捕獲が困難な場合など、現場の状況によっては、専門性が必要となります。麻酔銃の使用なども考慮する必要があるということで、県としては、市町等に対して適切な助言を行っていきたいと考えております。

また、お話がありましたアライグマでございますが、これは外来生物法によって特定外来生物に指定されておりますが、非常に野外で繁殖し、環境への適応能力が高くて繁殖力が高いと、また、天敵がないということで近年

増加傾向にあり、農山村地域だけでなく、都市部においても増加傾向で、生態系への影響などが心配されておるところでございます。

県といたしましては、平成29年度から農業被害防止を目的として、自らの農地で必要な安全対策を講じた場合には、狩猟免許を必要とせず、小型のわな箱による捕獲も可能となっております。さらに、平成30年度から3年計画で、県の農業研究所におきまして、アライグマの効率的な捕獲技術の開発等の検討も行っておりますので、こうした研究成果等を広く普及して、より効果的な被害対策につなげてまいりたいと考えております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

一番いいのは、先ほど言うように餌場をなくす。要するに、来られない環境をつくるというのが一番だと思っていますし、そのためにやってもらう。それと、先ほど言ったはぐれザルのような、ほかにもあるか分かりませんが、そのやつをどのようにして、先ほど何か捕獲はオーケーになったということで、捕獲器は貸し出してはいるんですけど、後は多分、保健所へ持っていくということによるのかいな、そんな感じなんですか、僕、ちょっと分からないので、あれなんだけど。捕獲はしたけど、後、どうするねんと。殺処分しておるのかなというのがあるんですけど、殺処分ですか。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 捕獲したニホンザル等につきましては、専門業者等、あるいは捕獲された方のほうで適切に処分していただいております。ふうに考えてございます。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ちょっと質問が、申し訳なかったです。要するに捕獲できるということやったので、捕獲した後のをどうするのかと思って、先ほど言ったように処分しておるはずなので、誰がしておるのかなと思って、ちょっと聞いただけ、また、後で聞かせていただきますわ。

先ほど言いましたように、もう本当にこの獣害については、地域の活性化、

いろいろな問題が出ると思いますので、やっぱり地域を守るために、働きがいの農作を一生懸命やってもらう働きがいもありますと思いますので、そこらも含めて、ぜひこれからもやっていただくよう、また豚コレラについても大変な状況、起こっていると思いますがよろしく願いして、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

次に参ります。

続きまして、学校教育におけるクラブ活動状況等についてということで、この件に関しましては、前回だったかな、うちの会派の青木議員が、質問もされておる、予算決算常任委員会で、ちょっとされておったのかなという思いがあるんですけど、再度聞かせていただきますので、ダブるものがあるか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

小・中・高等学校において、クラブ活動の管理状況に違いがありますので、しょうが、多くの小・中学校は市町であり、高校については、県管理だと考えます。先生等については、県管理がほとんどでございますが、なぜこの件を言うかといいますと、学校でのクラブ活動については、担当先生の問題があるからであります。

小・中・高等学校においては、クラブ活動、これは、中・高等学校だと思うんですけど、クラブ活動は全部においてですけど、減少しているやに聞いております。

これらの原因は、生徒のクラブ活動への興味の減少とか、生徒数の減による人員確保の問題、そして、指導する先生方の仕事の関係によるクラブ活動への時間的な余裕の減少があるかと聞いております。

クラブ活動は、大切な人間資質の向上、体力育成、仲間づくり等その効果は計り知れません。

そこで、お聞きしますが、現在のクラブ活動状況、指導者への対応、学校環境の状況についてお聞きしたいと思います。

クラブ指導をお願いしても、これは、私が経験したところですけど、ある

団体の方が、学校に柔道場があるんですけど、その学校へ指導しますよと言っても、やっぱり担当の先生がみえなくて、確かに忙しいのは事実やと思うので難しいんですわということではできなかったということもありました。

クラブ指導員の学校外から求め、その対応をすべきことは、予算を含め、何が問題なのかもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[木平芳定教育長登壇]

○教育長（木平芳定） 部活動における外部人材の活用につきまして御答弁申し上げます。

部活動は、生徒がスポーツや文化、芸術の活動を通して、その楽しさや感動を味わいますとともに、集団や個人としての目標を持って、互いに支え合い、励まし、切磋琢磨する中で、自主性や協調性、責任感などを身につけることができる学校生活において大変有意義な活動であり、多くの中学生・高校生が熱心に取り組んでいます。

こうした中で、生徒の減少によりチームで行う部活動が難しくなっている場合や、競技経験のない教員が顧問を担当している場合、あるいは生徒や教員に過度の負担となっている場合があるなどの課題があります。

このため、県教育委員会では、部活動を持続可能なものとするため、三重県部活動ガイドラインを取りまとめ、休養日や活動時間を設定するとともに、新たに地域人材を部活動指導員として配置し、指導体制の充実を図ることとしました。

部活動指導員は、それぞれの部活動の専門性を有する外部人材を非常勤職員として任用し、学校の教育計画を理解して、校長の監督を受け、教員と同様に顧問として単独で部活動の指導や大会への引率を行うことができることとしています。

指導に当たりましては、担当教員と指導内容や生徒の様子について、事前に情報共有を行うとともに、万が一事故が発生した場合には、教育活動の一環である部活動として学校が対応いたします。また、部活動指導員には規定

に基づき報酬が支給されているところです。

配置の状況ですけれども、中学校運動部に、平成30年度は13名、令和元年度は27名、本年度は26名となっており、高校には、平成30年度以降、毎年5名配置しています。

中学校文化部には、本年度から5市町に17名配置しているところです。

部活動指導員を配置した学校では、自分たちに合った教え方をしてくれ、できることが少しずつ増えてきたといった生徒の声や、技術面の指導がすばらしく指導を任せることができたという顧問の声があり、指導体制への充実につながっています。

一方で、各学校で求められる種目に適した人材の確保などの課題もあるところですが、引き続き市町教育委員会とも連携し、部活動指導員の配置を進めてまいります。

また、10月に有識者や関係団体の代表者による部活動の在り方を話し合う場を立ち上げたところであり、総合型地域スポーツクラブとの連携についても検討するなど、生徒一人ひとりが生き生きと輝きながら成長できる部活動となりますよう取り組んでまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

一生懸命やっていたおのは事実なんですけど、私はもうずーっと柔道、中・高等学校とさせていただきました。小学校のときは、ソフトボールをやっていたんですけど。やっぱりそのときに受けた、いまだにこけたら、受け身はしております。頭だけ守る、そういうあれもありますのでね。体力的にもそうやけど、いろんな勉強できると思うんですわ。仲間づくりもできると。ただ、さっき言ったように、例えば、柔道をやっているんだけど、地域の道場はあって、そこへ行っているんだけど、学校にも道場があるんですけど、そこのあれができないと。そこら辺の指導員の養成というのは必要だからと思っています。一生懸命やっていたいっているのも聞いておりますし、前のとき、答弁もいろいろあって、市とか県とか国によって3分の1ずつ、

補助員とかを出していただいているということは聞いているんですけど、そこら辺も含めて、ちょっと時間があれですので、ほかにも言いたいことはあるんですけど、やっぱり学校と別組織になっちゃうので、責任問題が、さっき学校責任と言っただけなんですけど、やっぱり引率したり何やかやのときの指導とか、また、あと今問題になっている行き過ぎの場合もありますので、そこら辺も、ちょっとぜひ注意をしてやっていただければと。もう、答弁は、結構でございますので、時間もちょっとほかにもありますので、もう最後のほう、行きたいです。それで、クラブ活動、将来のオリンピック選手、また、音楽で、吹奏楽、あんなのも結構いいものがありますし、文化的な部分もあると思いますので、伸ばすために、やっぱり指導員というのは要ると思うんですよ。指導してくれる人がおって初めて、素質は伸びると思いますので、そこら辺をぜひお願いして、これで終わらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、建設企業における技術者等の継続的な担い手確保について質問させていただきます。

最近、建設業協会の主催による災害対応訓練に参加させていただき、建設業者の方々の災害時における御協力について聞かせていただきました。

日頃から、防災対策をしていただいているとお聞きして、安心したところであります。

ちょっと写真を、見せたい。そのときの写真でございますが、（パネルを示す）服を着ているのは私でございます。やっているふりをしているだけなんですけど。本当に、皆さん一生懸命、土のう作りをしていただいて、ただ、ちょっと量が多かったんで、持ち出すときに、後で言うたんです、こんなようけ作るんですかと言うたら、いや、こんなようけいいのに、砂が多いもので、つい入れましたと言われていましたけれども、こんな状況で訓練をされていました。それともう一つ、次もお願いします。（パネルを示す）これは、道路がもう凹凸ができたときに、ああいう鉄板を置いて、土のうを下にして、それで車が動かせるようにしていただいている訓練をさせていただいて、見

ていました。やっぱり、これするのも大変だなと、ただ、道路確保、必要でございまして、そこら辺も含めて、ぜひこういうのは、ふだんからやっていただけたらありがたいなという思いをさせていただきました。

先ほど言いましたように、公共事業の予算については防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策で、若干は持ち直したものの、令和元年度の予算では、平成22年度予算の約半分の額しか確保できていない状況でございます。

また、建設業は入札において、工事を受注しても、その入札率は、一昔前からは若干は上昇しているものの、全国平均に比べると依然として低い状況にあります。

そのような中、公共事業全体の予算低下による企業の支出予算をカットしようと、建設企業が技術者等を削減している状況が見られます。

私は、民間企業の技術者育成・養成はなくして、災害時の適切な対応はできないと考えています。

特に、現場を熟知している地元建設業者の協力が、災害時では絶対必要であります。その地元建設業者に、技術力がなくなること自体が、問題が生じてきているのではないかと感じております。このようなことは、住民の安心・安全のためにもならないと思います。

技術者の養成や育成に関しては、特に、公共事業を進める上では、例えば、河川であれば橋や堤防の強度など、その構造等を正しく理解して、工事を進める必要があり、そのような人材が必要不可欠ではないかと考えております。

具体的には、例を申しますと、橋の横にある樹木が育成して、橋の道路にまで枝等が進入し、交通の妨げとなっており、地元の方々は、樹木によって橋の破損が生じないのか心配しているという意見もいただいております。

行政を信用していないわけではありませんが、やっぱり地元の建設業者に確認をして、どうなんやということを聞くんですが、技術者がいないので答えられないということが多々あるように聞いております。このようなことから、技術者の育成は急務であると考えます。

そこで、質問いたします。

地域の建設業者が事業を継続し、地域の安全・安心を確保するため、技術者の継続的な担い手確保は重要な課題であると考えますが、その取組と今後の方針についてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 建設企業における技術者等の担い手確保についてお答えさせていただきます。

地域の建設業は、県民生活に必要な不可欠な社会資本の整備、維持修繕はもとより、災害時における安全・安心の確保や地域における雇用の確保など、重要な役割を担っております。

県としては、建設業がこれらの役割を今後も果たせるよう、本年3月に策定しました第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、担い手確保・育成の取組を進めているところでございます。

担い手確保の取組としては、建設企業と教育機関との連携によるインターンシップや出前講座の支援をするとともに、小・中学生を対象とした建設現場の見学会や、建設企業の女性技術者と工業系高校の女子生徒との交流会を開催するなど、建設業の魅力発信に継続的に取り組んでいるところでございます。

また、若者の入職や定着には、労働環境の改善が必要なことから、週休2日制工事の試行を段階的に拡大しているところでございます。

若手技術者育成の取組については、工事实績が少ない若手技術者の登用が可能となる、技術者の工事实績を求めない総合評価方式の試行や、若手技術者の配置を条件に、上位ランクの企業が下位ランクの入札に参加できる若手技術者育成支援工事の試行などを行っております。

これらの取組を継続・改善するとともに、若手技術者の登用促進につながる配置予定技術者の要件緩和など、地域の建設業が未来に存続するために必要な担い手確保・育成の取組を建設関係団体との意見交換も行いながら着実に進めてまいります。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

再質問、いっぱいしたいことがあったんですけど、時間的にあるので、あれなんですけど、今、答弁していただいて、若い担い手の予算が要するという話もしていただきました。ただ、大手企業というのは、結構それなりに若手を育成して、人材もある程度やっているのが現状だと思うんですけど、地域に行きますと、若い人ってあんまりいないんですよ、建設業に関連して。技術者の人は、さっき言ったように予算的なやつがあって、もう辞めてもらわざるを得んというようなことも多々出ておるんです。そうすると、今の言われたように若手を育てるということは、絶対必要ですよ、私もそうだと思うんですけど、じゃ、若手を育てることによって、そういう制度を、これは入札の件ですので、誰がいいかというのは、全然ないと思うんですけど、入札で一番ええのは、取れたところが一番よかったと思うだけであって、他のところは全部これはあかんというのは分かってはいるんですけど、ただ、もう、時間があれでするので、もう答弁できんか分かりませんので、もうちょっと意見だけは言わせていただくことになるか分かりませんが、若手の育成も必要ですけど、じゃ、若手が育てられない人たちの状況も必要だと思うんです。そこら辺だけどう思われるか。分かります。ちょっと分かりにくかったら、もう一回説明します。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 特に、旧郡部などで若手技術者が少ないことは認識しております。

入札制度においても、そういった地域の実情に配慮したものになるように、建設業団体の意見も聞きながら、若手の登用が進むように進めていきたいというふうに考えております。

〔17番 野口 正議員登壇〕

○17番（野口 正） ありがとうございます。

もう時間がございませんのであれですけど、入札方式、いろいろ言ってく

と思うんですわ。それは、全て、ここが言っておるからいいというわけではないというのは、私も分かっています。ただ、本当に地域で、安全・安心、防災も含めて災害から守っていただく方々の、ぜひ声を聞いていただいて、そういう人たちの生き残る方法もぜひ考えていただくようお願い申し上げまして、終わらせてもらいます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。31番 村林 聡議員。

〔31番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○31番（村林 聡） では、改めまして、こんにちは。度会郡選出、自民党派、村林聡です。早速質問に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、大きな1番として、コロナ禍における看護現場の現状と課題についてというように置かせていただきました。

緊張が続く看護現場におけるストレスが限界に来ているという声を聞きました。冬のボーナスさえ、どれくらいもらえるものか分からない。あるいは、冬のボーナスを区切りに退職してしまうという、そんな方々も出かねない状況だそうです。

看護師も1人の人間であるということをもっと大事に重視してほしいという悲痛な声でした。

人間には休みも必要です。これまで、潜在看護師の活用、活躍について提言してまいりましたが、病院の経営がこのコロナ禍で苦しくなっているとこもあり、病院によっては、よい人がいても雇えない状況にあるそうです。これでは、ますます休みも取れない悪循環となってしまいます。

この冬、医療崩壊を起こさず乗り切るためには、こうした問題の解決は不可欠です。

そこでお伺いします。

このコロナ禍において、先の見えない緊張が続いている看護職の皆さんが、人々から敬意を持って迎えられ、処遇として報われるということをどう実現していくのか。あわせて、国が危険手当を支給すると聞いていますが、県として把握していることをお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただいたうち、1点目の看護職の皆さんはじめ、医療従事者の皆さんに敬意を表する、それについて答弁をさせていただきたいと思います。

県内で最初の感染患者が発生してから10か月になりますが、看護職員を含む医療従事者の方々は、自らも感染することに対する不安や恐怖を抱えながらも、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で御尽力をいただいていることに対し、改めて、心から敬意を表するとともに感謝を申し上げたいと思います。

そこで、医療従事者の方々へ感謝の意を届けるため、本年5月に医療従事者の活動に対する感謝と応援のメッセージを募集いたしました。

県民の皆様からは、県民のために、三重県のために、昼夜を問わず奮闘されている皆様へ、心の底からありがとう、治療に関わっていただいた皆様、家族を持っておられるのに、責任感、勇気、愛に心から感謝しますなど、多

くの心温まるメッセージをいただき、県ホームページに掲載するとともに、医療機関にも届けさせていただきました。

また、本県独自の取組として、新型コロナウイルス感染症患者等に対して、直接、入院治療や検体採取業務などに当たった医療従事者の皆様に対して、ＱＵＯカードを配付させていただきました。

ＱＵＯカードには、私からの感謝のメッセージを添えた上で、2897名の方に配付させていただきましたが、このうちの約半数に当たる1556名は、コロナ禍においても患者に寄り添い、献身的な看護を行う看護職員の皆様でした。

さらに、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、医療機関等で勤務し、患者や利用者との接触を伴う業務に従事した方々に対し、慰労金を支給しているところであり、11月末現在で約5万名の医療従事者等の皆様に給付させていただいています。

引き続き、給付対象者にできる限り速やかに給付されるよう、手続を進めてまいります。

この新型コロナウイルスとの戦いが長く続く中、まだ収束も見通せない、そういう状況でありますので、先ほど委員が御指摘いただきましたように、引き続き、これからも看護職をはじめ、医療従事者の皆さんに敬意を表し、少しでも心休まる気持ちで頑張っていただけるように、我々としても最大限の努力をしてまいりたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） もう1点御質問いただきました国による危険手当の支給について御答弁させていただきます。

医療従事者に対する危険手当については、国から直接支払われるものではなく、危険手当といたしまして日額4000円相当が支給されることを念頭に置きました診療報酬の引上げが行われているところでございます。

その診療報酬の引上げによる増収分を原資といたしまして、医療機関が医療従事者の処遇改善に活用することとされているということで、県のほうでも認識しているところでございます。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、知事のほうから、5月にメッセージを募集し、そこで集まった心温まるたくさんの方のメッセージを届けていただいた取組や、QUOカードを配付いただいて、またそこに知事のメッセージを添えていただいた取組などを御答弁いただくとともに、今後も最大限引き続き努力していくというふうに御答弁いただきました。ありがとうございます。

そして部長のほうからは、危険手当については、診療報酬の中に日額4000円を念頭として含まれているという御答弁をいただいた、そのように認識いたしました。

では、要望と再質問をさせていただきたいと思います。

まず要望からですけれども、このQUOカードやメッセージカードの取組、これは前提として、本当に大変よい取組であったことは間違いありません。ありがとうございます。

しかし、一方で、もらえた人ともらえなかった人がいたというふうに聞きます。そのことが、現場の人間関係を乱した側面があるという声もありました。

江戸時代の芝居小屋の話が思い出されます。江戸時代の芝居小屋では、満員御礼となったときに、大入り袋が配られるんですけれども、それは、千両役者から下足番までみんな同じようにもらえたそうであります。

このコロナ禍において、医療関係者で全く新型コロナウイルス感染症と無関係でいられる人なんているのでしょうか。

ぜひ、今後があるのであれば、こうした和の心にも御留意いただきたい。これは要望とさせていただきますのでよろしく願います。

そして再質問のほうです。

危険手当の分だけ診療報酬が上がっているということなんですけれども、それが現場の処遇改善につながらない、つながないと皆さん考えておられるようなんですね。つながないということは、病院経営の悪化が一番

の原因であると考えられます。

この冬を県民の皆さんが安心して乗り越えるためにも、その病院経営をきちんと支えていくように、国へしっかり要望していただきたいと考えますけれどもいかがでしょうか。再質問、よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 医療機関の医業収益悪化に対する国への要望をしっかりと行っていくべきということについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による医業収益の悪化については、様々な医療機関から、その大変厳しい現状をお聞きしているところであります。

医療機関への支援としては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した感染対策に係る支援金の交付や、患者の受入病床の確保費用に対する補助などを行っていますが、患者の受診控え等による収益の減少に対する支援メニューについては少ない状況にあります。

このような状況を受け、県としても国に対して、これまでの支援の継続や、患者の受診控え等による収益の悪化に対する新たな支援メニューの創設など、医療機関の実態に即した支援を行うよう要望しているところであり、また、全国知事会においても要望を行っております。

医療機関の経営悪化に歯止めをかけ、持続可能な医療機関の経営を確保するために、今後もあらゆる機会を捉えて、国に対し要望を行ってまいります。

国のほうで第3次補正予算の議論がある中で、与党のほうで、実際にコロナに対応していなくても、受診控えで医業収益が悪化した医療機関に対する診療報酬引上げとかも、メニューとして議論しているということも聞いたりしておりますので、引き続き、この要望を我々もしていったって、それが、そこで働いている人たちの安心に、処遇改善につながっていくように、しっかりと努力していきたいと思えます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

**○31番（村林 聡）** 御答弁ありがとうございました。

今、知事から御答弁いただいて、受診控えに対するメニューが少ないので、

今しっかり要望しているところであると。また、国のほうでも協議中であり、県としても今後もしっかりと要望していくし、そうした安全・安心が実現するために努力していただけるものとそのように理解いたしましたので、どうか引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、次の項目、大きな2番へと進みます。

大きな2番は、コロナ禍で進んだオンライン教育を小規模校に生かす取組についてというように置かせていただきました。

コロナ禍で様々な価値観が転換しようとしていると感じています。

例えば、これまでの東京一極集中から地域の重要性が再認識されつつあります。

これまで、人生の価値として、どういう仕事をするのか、どういう職業につくのかということが最も重視される一方で、どこに住むのか、自らの身体をどういう空間に置くのかということが軽視されてきたように思います。

これからの時代は、どこに住むのか、自らの身体をどういう空間に置くのが重要な価値として見直されるものと考えています。

こうした新しい価値を現実のものとするための手段、道具として、オンラインの充実が不可欠になっています。

特に教育においては、休業・休校措置により必要に迫られたこともあって、オンラインの整備が劇的に進みました。こうしたオンライン教育の進展は、子どもの数が減っている地域の県立高校と都市部にある県立高校との格差を縮めるものと考えます。

そこでお伺いします。

子どもの数が減っている条件不利地域にある小規模校において、その弱みをオンライン教育で補う取組についてお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 地域の小規模校でのオンライン教育の推進について御答弁申し上げます。

少子化の進行に伴い、本県におきましても県立高等学校の小規模化が進んでいます。

小規模校では、生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導を行いやすい、あるいは地域資源を生かした体験学習に学校全体で取り組みやすいなどの面がある一方で、教職員の人数が少ないため、生徒のニーズに応じた多様な選択科目を設置しにくい、多様な考え方に触れたり、切磋琢磨する機会が少なくなりがちであるなどの面もあります。

こうした中、県教育委員会では、平成29年3月に策定した県立高等学校活性化計画に基づき、1学年3学級以下の小規模校9校10校舎において、小規模である特性を生かし、より充実した教育を行い、生徒の進路希望の実現や入学希望者の増加を目指して、市町や地元産業界などの協力を得ながら、学校ごとに地域の特色を生かした活性化の具体的な計画を策定し、地域の学校ならではの学びを進めています。

オンライン教育につきましては、新型コロナウイルス感染症による臨時休業時における学びを継続するため、本年5月に学校と家庭をオンラインでつなぎ、毎朝のホームルーム、授業や動画の配信、個別の進路相談などを行いました。

学校再開後も、病気療養中の生徒への学習支援、暴風警報による臨時休業時の学習機会の確保など、オンラインを活用した取組を進めています。

複数の学校をオンラインでつないだ遠隔授業を実施することにより、小規模校においても、より多くの科目の開設が可能となります。

一方で、実施の際には、両校の授業の開始時間を合わせる必要があるとともに、同時に授業を受ける生徒数は原則40人以下とすること、両校に教員を配置する必要があることなどの条件が示されていることから、国に対しその緩和を要望しているところです。

現在、南伊勢高校では、南勢校舎と度会校舎をオンラインでつないだ遠隔授業を年に5回程度ではありますが、試行的に実施しており、来年度はその取組をさらに進めていきたいと考えています。

来年度が計画期間の最終年度となる県立高等学校活性化計画では、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など、各小規模校の活動と成果について毎年度検証するとともに、令和3年度に総括的な検証を行い、その後の在り方を検討することとしており、それに合わせて遠隔授業の取組についての効果と課題も確認していきたいと考えています。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

現在も病気のときでありますとか、暴風警報のときなどにはオンラインを活用しておるといってお話でありますとか、複数校を同時につないで授業をするに当たっては、同時に接続することや合わせて40人以下であること、あるいは両方の側に教員がおっていただかなければいけないと、そういう条件がある中で、そうした緩和を国へ要望中であるというお話も聞かせてもらいました。ぜひこれもしっかり要望していただきたいと思いますとお願いたします。

そして様々な試行モデルなんかもしてもらっておりますけれども、来年度が県立高等学校活性化計画の見直し時期で、それに当たってはこうしたオンラインの部分の課題とか、そうしたことも検証して、新たな高校活性化へつなげていくんだという御答弁だったというふうに思います。

ぜひとも、これは要望にもちろんとどめるわけですが、しっかりと、このオンライン教育の可能性というものを、国へ対しても要望する中で、見極めていただいて、活用していただきたいと思います。

私も来年度の県立高等学校活性化計画の見直しについては大変興味を持っておりますので、またぜひ議論に私も参加させていただきたいと考えております。その節にはどうぞよろしくお願いたします。御答弁ありがとうございます。

では、大きな3番へ入ってまいります。

魚類養殖業を取り巻く現状と課題についてと大きく置きまして、（1）コロナ禍で影響を受けたマダイ養殖業者への支援というタイトルにいたしました。

まず、この問題で速やかに現場に足を運んでくださり、需要の喚起など、対策を打っていただいた知事に厚く御礼申し上げます、感謝いたします。ありがとうございます。

当時、大変問題となっておりました、売れずに大きくなり過ぎていたマダイ、いわゆる3年魚については解消されつつあります。

主に漁連がキロ670円という赤字覚悟の値段で買い取ってくれているからです。

あちこちで浜の声を聞いてまいりましたところ、皆さん一様に漁連に感謝しておられる一方、このキロ670円という価格は、採算ぎりぎりか、あるいは採算を割っているということでした。

春以降もこの価格で推移するということになると、やっていけるのか不安である、春以降が課題であるというのも、大方一致した声でありました。

これから訪れる年末、ここが一番の書き入れどきであるということで、皆さん忙しくされておりましたが、一方で、年末に向けての出荷予定計画ではだぶつきが予想されておりまして、ここでの収入がどうなるのかも大きな不安要素になっています。

浜で聞いてきました声を私なりに大きく三つに集約しますと、以下のようになります。

一つ目は、需要の拡大です。

新たな販路の拡大や、三重県民の皆さんにもっと地元のマダイを食べる習慣を持ってもらう食文化の普及などです。

そして、目の前の年末に向けて、県や知事の情報発信に期待する声もありました。

二つ目は、三重の学校給食についての県事業です。

養殖業に関する分だけでも約3億円あるわけですが、ここまですでに1000万円にも届かないという実施状況だそうですね。今からでも遅くないので、どうかしっかりと実施に努めてほしいという声でありました。

三つ目は、漁業共済です。

東日本大震災の津波被害で受けた傷痕が癒えるか癒えないかというところで、今回のコロナ禍であります。この共済の仕組みは複雑であり、実際幾らもらえるのか、今もって誰にも分かりません。それが不安に拍車をかけています。

こうした事故のあったときには、しっかり助かるような仕組みであってほしいという切実な声でした。

県として国へ、漁業共済、積立ぶらすの拡充を要望してもらえないでしょうか。

では、改めてお伺いいたします。

私のほうから申し上げました3点、三つの項目を含めたコロナ禍で影響を受けたマダイ養殖業者への支援について、県の御所見をお聞かせください。御答弁をよろしくお願いたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（前田茂樹）** それでは、コロナ禍で影響を受けたマダイ養殖業者の皆さんへの支援についてということで御答弁させていただきます。

養殖マダイについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により需要が低迷し、夏以降は外食等における需要回復の動きも見られておったところでございますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、在庫の滞留や販売価格の低下が再び懸念されるなど、マダイ養殖業者の皆さんからも今後の経営への不安に係る切実なお声をお聞きしておるところでございます。

県では、収入安定に向けた取組といたしまして、本年3月に、国に対してマダイ養殖業者の収入安定対策の充実や、資金繰り支援について緊急要望を行いまして、その結果、魚価の下落等による減収を補填する積立ぶらすの支払いの増加に備えた基金の積み増しや、漁業者による積立ての猶予等の特例措置が実現しますとともに、漁業経営維持安定資金や近代化資金の無利子化、あるいは保証料の無償化が図られたところでございます。

また、養殖マダイ等の消費拡大に係る取組としましては、県内量販店や大手通販会社等と連携した販売促進活動のほか、学校給食への食材提供、大手

コンビニチェーンでの新商品開発など、様々な関係者と連携した取組を行ってきました。

学校給食への提供につきましては、9月上旬から提供を開始し、12市12町において養殖マダイ約13トンなどが使用される予定でございます。

しかしながら、予算額に対して5割程度の利用にとどまっておりますことから、さらなる活用に向けて学校給食として安心して使いやすいメニューの提案など、個別に市町への働きかけを強化していきたいと考えております。

さらに年末年始の消費拡大に向けまして、12月から県内量販店と連携して、旬の県産食材の消費喚起キャンペーンやテレビCMやSNS等を活用した食材の魅力を伝える様々なプロモーションを実施する「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーン事業を展開し、多くの県民の皆さんに旬の県産食材を食べていただくことで、生産者を応援し、養殖マダイ等の消費拡大につなげていくこととしております。

今後も養殖業者の皆さんが将来にわたって事業を継続していけるよう、積立ぶらすに係る予算の十分な確保や、養殖業者の皆さんがより安心できる制度への拡充について国に対して提言をしております。

また、市町や関係団体等としっかり連携しながら、今回新たに開拓した販路を生かした取組を幅広く展開するなど、養殖マダイの持続的な県内需要の拡大を図っております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

そうした浜の不安の声は聞いておるということで、収入安定対策の充実を国へ既に要望していただいて、一定実現していただいた部分があると。そしてさらに、これからも国へ提言していただくとそういう御答弁がまずありました。ありがとうございます。

そして、消費の拡大に引き続き取り組むし、今後もプロモーションやキャンペーンを展開する中で、様々な情報発信にも努めていただけるということでもあります。

そして、学校給食の部分であります、私が聞いていた話よりは大分進んでいるという御答弁だったかと思えます。

予算の5割程度が今後実施予定であるという御答弁だったと思えます。ぜひとも、例えば市や町ごとに残りを割り振るとか、もうあんまり日数もありませんから、そうした少し大胆かもしれませんが、実施に向けた新たな工夫をお願いしたいと要望いたします。どうかよろしく願いいたします。

では、大きな3番の(2)のほうへ移ります。

魚類養殖業の構造改革についてという題名にいたしました。

魚類養殖業は、コロナ禍が起きる前から厳しい構造的環境にありました。コロナ禍があろうとなかろうとやるべきことはありましたが、これからの時代は、さらにコロナ禍を踏まえた上でということにもなります。

ここでも、浜で聞いてきた声を私なりに4点に集約して申し上げます。

一つ目は、価格決定権の問題です。

これは、ほかの農林水産物全てに当てはまる話かもしれませんが、常に市場価格が上がらないという悩みや不安を抱えています。もう少し生産現場に主導権を戻さないと持続が不可能です。

二つ目は、餌代の高騰、値上がりです。

餌は、ペルー産のイワシに頼っており、ペルーの漁獲枠内で中国などと取り合いをしている構図になっています。

さらに、昨年の暮れからそのイワシが不漁にもなっております。国産でイワシ以外の原料を考えると来ています。

三つ目は、高水温への対応です。

今年の夏は30度という異常に高い水温を記録して、それも水深7メートル、8メートルまでずっと30度で、魚の逃げ場所がない状態だったそうです。

こうした高水温そのもので死んでしまうことに加えて、高水温が続くと魚は病気に弱くなってしまうそうです。

新しい取組を行うときには、これからはこの高水温についても念頭に置くべきです。

4点目は、経営体力をどうつけるのかです。

三重県の養殖業者は、他県に比べて小規模なところが多くなっています。さきに述べた3点の課題を解決していくためにも、経営体力は必要であり、まさにここをどうしていくのかは大きな課題であります。

では、改めてお伺いいたします。

私がかここで申し上げたことも踏まえて、魚類養殖業の構造改革をどう進めていくのか、御所見をお聞かせください。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 魚類養殖業の生産性の向上や経営力の強化に向けた県の取組ということで御答弁させていただきます。

本年度策定した水産業及び漁村の振興に関する基本計画では、もうかる水産業に向けた取組を幅広く展開し、養殖業を含む海面漁業の産出額を増加させていくことを目標としています。

目標を達成していくためには、水産資源の維持・増大や担い手の確保・育成のほか、漁業産出額の増加部分の大半を占め、今後も成長の余地が十分にある養殖業、特に魚類養殖業の競争力強化を図ることが大変重要であるというふうに考えてございます。

県では、これまで魚類養殖業の体質強化を図るため、A I、I C Tを活用した小規模経営体が導入可能な完全自動給餌システムの開発や、伊勢マダイなどのブランド化による付加価値向上、複数の経営体が連携し、需要に応じて計画的に出荷できる生産体制の構築に取り組んできたところです。

一方、県内の魚類養殖業は、経営規模が小さい個人経営体が多く、生産コスト面で不利な上、高齢化や担い手不足が深刻化している状況にございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の停滞により、養殖マダイに依存した経営の脆弱性が露呈するなど、魚類養殖業の抜本的な構造改革が求められています。

このような状況を踏まえ、令和3年度からは、魚類養殖業の生産性の向上

や経営力の強化に向けて経営の安定化、脆弱性の改善に向けた経営基盤強化のための取組、法人化の促進などに取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、経営安定の取組としては、酒かすや動物性たんぱくを利用した安価な代替飼料の開発による生産コストの削減。また、高水温への対応として、ワクチン2回接種等による新たなマハタ養殖技術の確立。経営基盤強化のための取組としては、タブレットで飼育尾数等を管理できるシステムの開発。さらに、短期間で出荷でき、中食、内食需要の高いトラウトサーモン養殖技術の確立。それから、法人化の促進の取組といたしましては、モデル地区における法人化に必要となる経営面でのノウハウのマニュアル化とその普及などの取組を想定しておるところでございます。

今後は、市町や生産者等と連携し、生産性の向上や法人化など経営力の強化による構造改革を進め、本県魚類養殖業の競争力強化を図ることで、もうかる水産業の実現につなげてまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

令和3年度に様々取り組む内容についても御答弁いただいたというふうに聞かせていただきました。

まさに今、私が質問させていただいた内容と方向性自体は全く同じであるというふうに聞かせていただき、理解いたしました。大いに期待し、まず賛同するというのを申し上げたいと思います。

その前提の上で、幾つか意見を申し上げておきたいと思います。

まず、新しい餌の研究に踏み出していただくと、酒かすなどを利用して、コストを下げるんだというお話をいただきました。これは非常に画期的なお話ではないかと思います。個人的には大いに賛成ですし、ぜひともやるべきであると考えます。

しかし、新しい、こういうことを踏み出すときには、浜には恐らく不安の声なんかも出てくると思いますので、丁寧に説明いただいて、しっかり意見交換をした上で進めていただきたいと要望いたします。

そして、新しい魚種を導入していくことで、これまでマダイ一辺倒だった魚類養殖業を構造的に改革していこうというお話もありました。

私が浜で聞いてきた中では、なかなかマダイに代わる魚種というのは難しいんだという声が大半ではありましたが、私の感じたことを幾つか申し上げます。

まず、新しい魚種を導入するというのであれば、高水温の視点というのは必要になってくると思います。これから大量へい死の危険度なんかを分散させていこうということで新しい魚種を導入するのであれば、高水温に対する強さというのはよく考えていただきたいというのが一つ。

そしてもう一つが、価格決定権の部分をよく考えていただきたいということです。まとまった量を市場に出すということが非常に競争力をつけていくときに大事になるんですけれども、一方で、作り過ぎることによる値崩れというのも非常に恐れるところで、このあたりは市場戦略というのが必要になってくると思います。

ひょっとすると雇用経済部なんかの分野になってくるかもしれないんですけども、そのあたりもよくしっかりとお考えいただきたいと思います。そういう意味では、隙間戦略、いわゆるニッチを狙うとか、一律に同じ話をするのではなくて、業者ごとに合う魚種というのがひょっとすると違うのかもしれないという、いわゆるオーダーメイド的な発想、視点というのも今後要るのかもしれないなというのを浜でお話を聞いていて感じたところであります。

そして、次の点ですけれども、経営体力をどうつけるのか。ここは相当重要な課題で、かなり本質の部分だと思うんですけれども、手段と目的を取り違えないようにぜひお願いしたいところであります。

例えば先ほど御答弁のあった、AIとかICTを導入していくというようなお話がありましたけれども、AIやICTの導入には投資が要るわけですけれども、それをなぜするのかといえばやっぱり経営体力をつけるためにするのであって、その手段と目的がごっちゃになってしまうと、AIやICT

を導入することが目的になってしまうと本末転倒になりますので、お願いしたいと思います。

例えば、もうかる農林水産業という言葉がありますがけれども、これはもうかるのは、私はふだんから申し上げておりますように、手段ですよ。目的は持続可能で、後継者ができて、再生産できるというほうが目的であると私は考えておりますので、そうした行政の皆さんが文言としてつけたときに、よくその辺を注意していただきたいというように申し上げ、改めて御検討いただくように要望いたします。どうかよろしく願いいたします。

そして、この項目の最後に、浜で聞かせていただいた声の中から要望、提起をさせていただきたいと思います。

発生が予測されております、危惧されております南海トラフ大地震、大津波への対応です。

こうした大災害が起きたときには、せめて、ゼロから再出発できるような仕組みであってほしい。マイナスからのスタートではとても立ち直れないだろう。安心して再挑戦できるんだと思える仕組みをつくって見せないと、若者は参入できないし、定着もできませんと、このことを共通して何人もの方から伺いました。

難しい課題であるとは承知しておりますが、本日、提起させていただいて、今後一緒に議論したいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

では、時間も少なくなってきましたが、大きな4番へ移りたいと思います。

大きな4番は、プランクトンの視点を踏まえた豊かな海の再生というように題名を置きました。

鳥羽の離島で、きれいな水は要らん、豊かな水をくれという漁師の声を聞いて以来、様々な提言をしてきましたし、県も、昨年度改定した三重県環境基本計画において、きれいなだけではない豊かな海の実現に大きく一步を踏み出してくださいました。高く評価しますとともに深く感謝申し上げます。

ありがとうございます。

ところで、昨年来、アコヤガイの大量へい死が続いており、大変胸を痛めております。

農林水産部の調査の結果、その原因は大きく二つであると公表されました。一つは高水温の問題、もう一つが餌となるプランクトンの極端な不足です。今回、こうしてプランクトンの不足が原因であると分かった以上、解決に向けてさらに歩みを進めるべきであります。

そこでお伺いします。

豊かな海を実現するため、従来の水質基準の視点だけではなく、プランクトンの視点を持つべきであると提起いたしますが、御所見はいかがでしょう。御答弁をよろしく願いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 植物プランクトンの視点を踏まえた豊かな海の再生への取組についてお答えいたします。

伊勢湾におきましては、昭和54年に水質総量削減制度が導入されておりまして、平成29年6月には第8次水質総量削減計画を策定し、流入する汚濁負荷の削減のほか、新たにきれいで豊かな海という観点を取り入れて、総合的な水環境の改善に取り組んでいるところでございます。

河川のBOD、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率は90%以上に改善し、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は制度導入当初と比べまして半分程度にまで減少しております。

こうした汚濁負荷量の総量削減は一定程度進んでいるものの、夏場を中心として、海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなる貧酸素水塊が近年広範囲に発生するなど、生物生息環境は改善されておらず、引き続き、伊勢湾の水環境と生物生息環境改善の取組を総合的に進める必要がございます。

きれいで豊かな海の再生に向けては、県の環境生活部と農林水産部が連携しまして、四日市大学と伊勢湾再生連携研究事業を実施しております。

具体的には、貧酸素水塊の原因や生物生産に適正な栄養塩類の濃度に関する

る研究に取り組む中で、水質面だけでなく、植物プランクトンを含む生物生産の観点で踏まえた調査研究を行っているところでございます。

また、国土交通省と3県1市等で構成されます伊勢湾再生推進会議にも積極的に参画し、知見の収集をはじめ、沿岸域の関係者との分野横断的な連携も実施しているところでございます。

環境省では、伊勢湾を含む閉鎖性海域の第9次水質総量削減計画策定に向け、本年度より検討が開始されています。

県としましても、この計画がきれいでも豊かな海の観点を取り入れた総合的な計画になるよう、環境生活部、農林水産部、県土整備部の3部連携による取組を開始するとともに、環境省に対しましても、総量削減ではなく、総量管理の視点が必要であるということを示し入れたところでございます。

今後、国の方針を踏まえ、第9次伊勢湾水質総量削減計画策定に向けて検討することにしております。

引き続き、水質改善と生物生産性向上に関する各種調査・研究を進め、知見の蓄積を図り、その成果を基に、きれいでも豊かな海の観点を取り入れ、関係部と連携した総合的な水環境改善を進めてまいります。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

私の想像以上に進めていただいておりますのかなということで、大変驚くとともに期待もするところです。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

それで、今の御答弁をもう一度整理しますと、伊勢湾再生連携研究事業というものを行っていただいて、植物プランクトンを含む視点、そういった視点も含めて研究いただいております。豊かな海という観点を取り入れるべく3部で連携する中で、次の第9次水質総量削減計画をそういう豊かな海の観点になるように国へいろいろ言っていくと、要望していただけるということですね。

また、国に対して、栄養塩類をこれまでは削減一辺倒だった話から、総量

をしっかり管理していこうという視点へ転換するべきだということを提言いただいておりますという御答弁だったと思います。大変ありがたい御答弁だと思います。

これまでこの議場で、伊勢湾内のクロノリの色落ちの問題でありますとか、あるいはコウナゴ、イカナゴの不漁の問題を取り上げられた議員も見えたわけですが、11月16日の読売新聞オンラインの記事で、大阪湾の透明度が上がれば上がるほど漁獲量が減少、プランクトンが減り過ぎて餌不足という記事がありました。

その中では、イカナゴなどの漁獲量の減少の一つの要因として、プランクトンの減り過ぎがあるということが述べられておったりもいたします。

今のような伊勢湾内の課題についても共通するところがあると思うわけなんですけれども、今おっしゃっていただいたような取組が、そうした伊勢湾内の課題の解決につながっていくということを大変期待もいたしますし、どうかよろしくお願ひしたいと思うところであります。

要望なんですけれども、3点申し上げたいと思います。

一つ目が、今、主におっしゃっていただいたのは伊勢湾内の取組でありますけれども、ぜひとも三重県の伊勢湾の外、外湾へも、今後取組を広げていただきたいということが一つ。

二つ目が、豊かな海実現のためには河川の在り方が重要なので、県土整備部との連携をより深めていただきたいというのが二つ目です。これは西場議員がいつもおっしゃっておる宮川の流量回復なんかに関わってくる問題かもしれません。

大きな三つ目ですけれども、将来的には、ぜひプランクトンの指標を持っていたきたいということであります。

そして、定期的に調査、モニタリングをして、その結果を評価・分析して次の施策や事業に反映していくという循環的な計画管理、いわゆるPDCAですけれども、そうしたものを、PDCAを回していくということも、プランクトンを指標と思って、今後、将来的には取り組んでいただきたい。要望

をさせていただきたいと思います。どうぞ、ぜひともよろしく願いいたします。

では、次の項目へ移りたいと思います。

大きな5番になりますが、市町の地方創生に対する県の支援についてというように題名を置きました。

三重県内には29の市や町があります。その29ある市や町の人口が積み上がったその上に三重県の人口というものがあるわけです。つまり、県のやろうとしている地方創生のかなりの部分を市や町の計画や努力が担っているというわけです。

ですから、県が成功するためには、それぞれの市や町が成功するように支援をしていくということが重要になってきます。

言い換えれば、県が計画を立て、それを実施して、またその評価をした上で次の計画へ反映していくという循環的な計画管理、いわゆるPDCAサイクルのかなりの部分を市や町が担っているということでもあります。

では、お伺いいたします。

県として、各市や町の人口動態と各市や町ごとにつくっているまち・ひと・しごと創生総合戦略や人口などの計画について分析した上で、それらの達成のための支援を行うべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、市町の地方創生に対する支援を行っていくべきではないかということについて御答弁させていただきます。

まち・ひと・しごと創生法では、各都道府県は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、その実情に応じた総合戦略を策定し、また市町村は、都道府県の総合戦略を勘案し、自らの総合戦略を定めることとされています。

さらに、国のガイドラインでは、人口の将来展望を作成するに当たりまして、都道府県と市町村で、将来展望の考え方、自然増減や社会増減の推計方

法等について十分に意見交換を行うことが望ましいとされています。

このことから本県では、市町と県との勉強会を開催するなどしまして、必要な情報を共有し、意見交換を行っているところでございます。

このように、県、市町が策定した総合戦略に基づきまして、双方の地方創生の施策の相乗効果を高めるためには、県と市町が施策の方向性を共有し連携して取り組んでいくことが重要であり、県として、市町の総合戦略における目標設定や対策、目標の達成状況等を把握していくことが必要であると考えております。

このため、市町と県との勉強会につきましては、総合戦略の策定・見直し時だけでなく、毎年度開催し、地方創生に関する研修や意見交換を実施しているところでございます。

昨年度は、本県の人口の将来展望と総合戦略の見直しの時期でありましたので、この勉強会はもとより、県と市町の地域づくり連携・協働協議会などの場におきましても、県の人口の将来展望の時点修正や、第2期総合戦略の策定に係る情報を共有するとともに、市町の総合戦略の策定状況等について聞き取りを行ったところでございます。

今後とも、広域自治体である県としまして、地方創生を県内全域において実りある形で実現するため、市町との勉強会や聞き取りなどを通じまして、各市町の地方創生に係る目標や、その達成状況等をしっかり把握していきたいと考えております。

また、これらの情報を庁内の若者県内定着緊急対策会議などの場を活用しまして、関係部局と共有しながら必要な施策について議論し、市町と連携した取組を進められるよう努めてまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁いただきました。

市町も県も互いの計画を勘案し合って、人口の推計方法も共有するべきだと、それが望ましいと。その中で様々な目標などを連携して目標達成に向けて進んでいくことで相乗効果をというふうなお話であったかと思います。

ちょっと、少し弱いなと思ったので再質問させてほしいんですけど、県の持っているリソース、財源であったり、人的資源を各事業部局が予算化、事業化をするときに、各市や町を支援する視点が必要であるということはこの質問で提起させていただいたつもりなのでありますけれども、今の御答弁ですと、若者を定着させるための会議の中で、各部局と情報などを共有して、市町との連携を今後より図っていくんだという答弁だったと思うんですけれども、先ほど申し上げたような予算化、事業化とか、県としてのPDCAサイクルを回していくという中で、もう少し戦略企画部に司令塔としての役割があつていいんじゃないかと、そうした役割を求めたいと思うんですけれども、そのあたりの御所見があればお願いしたいんですけれども。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） この件に関しましては、これまでも市町からの要望事項とか、そういうニーズは各部局のほうでしっかり聞き取っておりますし、そういった中で各市町との関係の中で予算要望とかもしてまいっておりますので、地方創生との関係、これまでも全くなかったわけではありません。

ですので、今の議員の御指摘も踏まえまして、今後、庁内の会議等の中で地方創生に関してより一層市町との関係を強化できるように呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

現状としてはそういう答弁にならざるを得ないのかもしれませんが、市町との要望・ニーズは各部局が把握しておるということであれば、そうした要望・ニーズを戦略企画部のほうでもう一度束ね直して、戦略企画という名前なんですから、きちんと戦略を持って、各市や町の人口をどうするんだという目標を達成できるように、県としての主体性をぜひとも発揮していただきたいと、そういう要望をさせていただきたいと思います。

この質問のそもそもは、県として様々な人口に対する指標や目標を持って

おるわけですが、それがきちんと積算といいますか、各市町からの積み上げが反映されていないのではないのかという発想からこの質問は始まって、意見交換もさせてもらう中でこの質問をつくっていったんです。

今のお話だと、もう少しそのあたりもしっかり考えていただきたいですし、私の最初の発想だと、県としての主体性というのが今度は少な過ぎるということも意見交換の中で分かってきておりまして、そういう意味では、県としての主体性をしっかりと発揮する中で、先ほど御答弁いただいたような相乗効果が発揮できるような仕組み、体制というのをつくっていただかないと、このままでは、特に三重県の南のほうの自治体は、最低ラインというように持っているような人口目標が達成できずに消滅せざるを得ないのではないのかというような危機感を持っておりますので、もうこれは一刻の猶予もないと思いますので、どうかしっかりとそうした体制をつくり上げていただきたいと、まず要望いたします。

もう一つ要望したいんですけど、県としての主体性という部分で考えますと、例えば県内外に様々な成功事例というのがあると思うんです。

こうした成功事例というのは、ある地域で成功しても、そのままほかの地域へ当てはめることはできないんですね。そういう意味では、きちんと県が主体的に、ほかの地域で応用できるところまで分析をした上で、各市や町とそうした成功事例を共有すると、そういうようなことも必要だと思います。そうしたことにも今後しっかり取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

では、最後、大きな6番、行政のカタカナ言葉を日本語にという題名を置かせていただきました。

行政の作る資料、県がつくって公表する各種計画などに外来の片仮名言葉やアルファベットの横文字が含まれていることがよくあります。

少なくとも、県民に知ってもらいたい、読んでもらいたいというものについては日本語で書くべきです。

例えば、県議会に示す資料というのでも県民に示しているというわけですか

ら、同じく片仮名言葉より日本語を優先すべきです。

先日読んだ本なんですけど、『超訳ブツダの言葉』という本を読んでいましたところ、ちょうどよい一節がありましたので、引用して御紹介します。

マニアックな単語なんかにこだわらないで話す。中略。

このビジネスモデルにおけるソリューションは、あなたのモチベーションをシステムチックかつエレガントにキャッチアップします。

こんなビジネス方言でまくし立てられたなら、ビジネスオタク以外は、はあとなる。

カーヤーにエッカーガタを向けサンマサンカップでサティしなさい。

こんな仏教方言を言われても、仏教オタク以外は、はあとなる。

地方方言なんかにこだわらず、人に合わせて柔軟に話すのが麗しい。中部経典、無諍分別経。『超訳ブツダの言葉』小池龍之介著、以上、引用終わり。

大体からして、この議場にいるような皆さんは、行政オタクであり、行政方言をついつい使ってしまうのではないかなということですが、私も含めて。

ですから、そこでお伺いしたいんですけども、行政が県民へ向けて発行、発表する資料について、日本語にその概念のあるものについては、片仮名言葉ではなく、日本語を使うようにきちんと取り決めるべきと提起いたしますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をよろしく願います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

**○戦略企画部長（福永和伸）** それでは、片仮名言葉や横文字ではなく日本語で分かりやすく発信するべきではということについて御答弁させていただきます。

計画の策定や情報提供を行うに当たりまして、県民の皆さんにとって分かりやすい用語や表現を用いることは、最も基本的な留意点であると理解しております。

一方で、変化のスピードが激しい時代におきまして、その潮流を捉えた新しいキーワードや社会への浸透を図るべき考え方を適時適切に県民の皆さんに提示していくことも、行政の重要な役割であると認識しています。

例えば、国際社会全体の共通目標であるSDGsをはじめ、SNS、LGBT、ワーケーション、イクボスなどの言葉が例示として挙げられますが、県民の皆さんとの協創により、県政を推進していくに当たっては、こうした新しいワードや考え方を県民の皆さんに広く理解していただくことが大切であると考えております。

現在、本県では、職員が分かりやすい情報提供を日頃から意識できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った分かりやすい情報提供のためのガイドラインや、広聴広報ハンドブックを策定しています。

そして、それらに基づきまして情報発信を行う際には、行政特有の難しい言い回しを避けたり、外来語は、情報を受ける方の年齢層など諸条件に合わせ、必要に応じて日本語に言い換えたりするなど、県民の皆さんの理解や共感が得られるよう、庁内で周知を図っております。

また、みえ県民カビジョン・第三次行動計画をはじめとする計画においても、県民の皆さんになじみのない新しい用語には脚注を設けたり、片仮名や横文字と日本語を併記したり、参考資料として用語解説一覧を添付するなどの工夫を行っています。

今後とも、いただいた御指摘を真摯に受け止めまして、ガイドライン等の庁内への周知を改めて行うとともに、これは報道で使われた表現が目安になると思いますが、分かりやすい文章表現を用いた計画の策定や情報発信に努めてまいりたいと考えております。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

一応ガイドラインがあるということですので、それをきっちり周知してそのガイドラインに沿っていただきたいということを強く要望します。

そして、先ほどSDGsの例がありましたけれども、例えば持続可能な開発目標というような日本語を併記するなどの工夫がぜひとも必要ですので、御答弁いただいたとおり戦略企画部で周知をして、各部で取り組めるようにしっかりお願いしたいと思います。

時間が参りましたので終結します。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。35番 奥野英介議員。

〔35番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○35番（奥野英介） 伊勢市選出、草莽の奥野英介です。よろしくお願ひします。

今日は、初めに知事の政治姿勢を聞こうかなと思ったんですけど、答弁に困るかも分かりませんのでやめました。

まず最初に、RDF焼却・発電事業についてでございます。

RDF焼却・発電事業については、これまで数回質問しております。平成28年3月の企業庁のこれまでの総括に目を通しました。端的に言えば、責任逃れの部分が多く見られました。

この発電事業をモデル事業とし、本来、市町村の事務である一般廃棄物処理を、当該事業に限り、県で行うとしたことが大きな失政となったものと思われまます。

事業の開始を優先するあまり、設備の耐用年数経過後の更新の考え方等については議論を行わず、施設更新や収支不足の場合の処理方法などについて、

市町と取決めを行いませんでした。一般廃棄物を処理する主体や費用負担について、県と市町での意識の乖離が生じておりました。

RDF焼却・発電事業は、リサイクル社会をつくり、環境先進県を目指すために、家庭から出たごみをエネルギーとして活用するというRDF化構想では、製造したRDFは、地元市町村で公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源などに利用でき、また、余った分はRDF発電施設で引き受け、発電した電気を家庭に供給することに加えて、市町村の処理委託料は無償というものでありました。

ところが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制強化等により採算性に問題が生じることが見込まれるとして、無償としていた処理料の負担を市町村に求めることになり、市町村の固有事務である一般廃棄物行政に踏み込んだ上に、当初、無償としていた処理委託料を有償とし、その金額についても、開始当初の3610円から段階的に引き上げられ、最終的には1万4145円にまでなり、市町村にとって大きなメリットがあったはずのごみのRDF化は、市町村の県に対する不信感と変わり、さらに、絶対事故は起こらないという前提の下で事業を運営する中、平成15年8月、RDF貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員2名の貴い命を奪ってしまいました。

また、これまで91億円もの費用を投じて施設整備をしていますが、私としては、このRDF焼却・発電事業は三重県政最大の汚点であり、今の県の財政を逼迫させているのは、この事業も大きな要因の一つではないかと考えています。

現在、施設撤去に向けての手续が進められており、この事業の総括は施設撤去終了後に行うと言われていたのですが、最終的な総括の中には、県の反省点を相当入れなければならないと思います。

また、本来であれば、施設撤去が終了している、していないにかかわらず、総括は既にほとんどできていなければいけないと思います。

県が市町村を政策誘導したことや痛ましい事故を起こしてしまったこと、こういった負の遺産を風化させずにきちんと検証して、今後の教訓にするこ

とが重要なことであると思います。

この前、山本里香議員のRDFの質問の中で、知事は、功罪相半ばする事業であったと言われておりますが、私は、今でも功はほとんどなかった、負のほうが多かった、罪のほうはほとんどじゃなかったのかとの疑問を今でも持っています。

しかし、我々議員も議決責任があります。誰のための事業なのか、県民の立場になり、十分議論をし、調査、精査するべきであったかとも思われます。

処理料は、初め無償で、平成7年からずーっといろんな形で増えたり減ったり、増えたり減ったり、先ほど申しましたように、最終は1万四千円何がしなんですけど、この辺も、県が初めにきちっと計画を立てた精査、調査をやっていなかった結果がこうなったのではないかと思います。

そこで、RDF焼却・発電事業が終了を迎えようとしている今、この事業を実施した意味、デメリットばかりでメリットはほとんどなかったのではないかと思いますので、改めてお尋ねしたいと思います。

〔喜多正幸企業庁長登壇〕

○企業庁長（喜多正幸） RDF焼却・発電事業の意義やメリットなどについて御答弁申し上げます。

平成14年から運用を開始いたしましたRDF焼却・発電事業では、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築に向け、一定の役割を果たせた面もございました。

一方で、当初、市町に対し、RDF処理委託料は無料と説明しておりましたけれども、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの要因があったとはいえ、市町の負担が発生することとなり、不信感を与えてしまったことは、県の当初の見込みが甘かったと認識しております。

何よりも、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽爆発事故が発生し、お二人の

貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。

これまで事故の原因として、RDF貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びRDFの性状不良などが挙げられておりますけれども、これらは全て安全に対する認識が十分ではなかったことによるものと考えております。人の命は何物にも代え難いものであり、この教訓と反省は絶対に風化させてはならないと考えております。

こうした認識の下、事業終了の際には、企業庁だけでなく関係部局とも十分調整しながら、環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も確認し、改めて反省すべき点などを明らかにした事業全体の総括を行い、報告をさせていただきたいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） この質問の打合せのときに、平成28年の総括を見ていたんですけど、今日は、丁寧にその中を抜いて答えられているような気がします。

総括を見ていると、悪いと言いなながらも、さっきの功罪の話で、それなりの功もあったんですよというのを随分書かれていたような気がするんですけど、中身は。

そうやけど、今日の企業庁長の答弁は、それを私に反論されるとまた時間が長くなるので、それはやめておこうかという感じの答弁でありました。それはそれで、反省点、本当に功罪の功はほとんどなくて、これに平成の10年頃からずーっと引きずり回されていたというのは大変なことだったのかなというふうに思います。

処理料に至っては、無償としながら、12年には4900円、4500円、また多うなってきたら1万1900円になって5000円に下げてる。そしてまた、終わりになってきたら9000円になり、最終は1万四千元どんだけというふうにあやふやな、大体初め決めればずっとその形で、1割とか少しは上がる場合があるけど、もともとが無償なのに、言い過ぎか分からんけど、市町村を引きずり回してだましたという気がします。

今後、こういうことはないと思うんですけど、県もエンドレスですから、行政は、いろんなことがあると思います。

だから、やっぱり県民を巻き込むときは十分に調査し、議論し、本当に安全であるかということは何回も確認してやるべきことが大事でないかなと思いますので、きちっとした反省をして、きちっとした総括をして、そして風化させないように、これから多分一、二年でやるのかどうか分からないですけど、後々ないように、きちっとやっていただきたいと思います。

次に、ここが一番大事なんですけど、2番目の終了後の関係市町の支援とごみ処理の現状ということなんですけど、RDF焼却・発電終了後のごみが円滑に処理されるように、市町が新たな処理方式の検討を行っている中で、市町間の調整あるいは技術的な支援を行うなど、県としてその役割を十分に果たしていくとあります。

終了するに当たっては、関係市町では、新たなごみ処理体制を構築するという大変厳しい作業に挑まねばならず、現在でも民間施設で処理している市町もあり、新しいごみ処理体制に移行できていないのではないかと。

前、質問したときに全部きちっとできているような答弁を聞いたような気がしますが、そしたら、まだ旧海山町、旧紀伊長島町のほうでは、RDFのようにごみを固めたやつを造って、それで、処理に持っていっているというような形が続いているみたいなのです。もう当然、それなりの形はつくっているのかなと思ったら、いまだに消石灰で固めたごみを処理しているということを改めて聞いて、これやったらまだまだ総括もへったくれもないなというような気がしました。

一般廃棄物処理は市町の事務ではありますが、県は関係ないということは絶対に駄目です。市町で新たなごみ処理体制を構築するまで、県がしっかりと支援していかねばならないと考えますが、いかがでしょうか。RDF関係市町のごみ処理体制の移行状況はどうなっているのでしょうか。

答弁いただいた都合によって、関係市町選出の議員が関連質問をしたいかも分かりませんので、させないためにもきちっと答えていただきたいと思います。

ます。

〔安井 晃環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（安井 晃） RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制の移行に向けた県の支援と市町の状況について御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成30年7月に開催された三重県RDF運営協議会の総会決議に基づき、令和元年9月をもって、市町からのRDFの搬入が停止されました。

県としましては、総会の決議を踏まえ、関係市町において、RDFの搬入停止後もごみが滞りなく処理されるよう、一定の役割を果たすべきであると考え、市町が新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要な支援を行うこととし、取り組んでいるところです。

具体的には、関係市町とも協議し、施設整備などのハード事業に対する支援としまして、ごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去に対する上限1億円の県単独の補助制度を創設いたしました。

この制度を活用して、これまでに伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合がごみ中継施設の整備を完了しており、現在、南牟婁清掃施設組合が、令和3年6月の完成に向けて、ごみ中継施設の整備を行っています。今後は、桑名広域清掃事業組合と紀北町が、RDF化施設の撤去を予定しております。

また、RDFの製造を当面継続する市町に対しましては、令和2年度末を期限とし、新たな処理先における施設の定期点検等に伴い、これまでのRDF処理委託料を超過する処理が必要となる場合に、超過分を補填するセーフティーネットの仕組みを設けております。

セーフティーネットの運用実績としては、全体で、昨年度は約150万円を補填しておりまして、今年度は約900万円を見込んでおります。

このほか、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会への参画などによる技術的な支援をはじめ、広域的なごみ処理体制の枠組みに関する調整や国の支援制度に関する情報提供を行うなど、市町の要請等に

沿って対応しているところでございます。

次に、関係市町の取組状況ですが、桑名広域清掃事業組合では、新しいごみ焼却施設を令和2年1月に稼働しており、RDF化施設の撤去が残っているものの、新たなごみ処理体制への移行が完了しております。

一方、桑名広域清掃事業組合以外の市町については、まだ移行途上でございます。

現在、伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合では、RDFから可燃ごみとしての処理に切り替えた上で、2団体ともに、伊賀市内の民間業者に処理を委託しております。将来のごみ処理体制については、様々な選択肢があり、それぞれが中長期的な視点で調査検討を進めているところでございます。

また、紀北町と南牟婁清掃施設組合では、RDFの製造を継続しております。2団体ともに、いなべ市内の民間事業者処理を委託しています。

こうした中で、紀北町と南牟婁清掃施設組合の構成市町を含みます東紀州地域の5市町において、広域的なごみ処理施設の整備に向け、一部事務組合の設立などの具体的な協議が進められておまして、県も協議の場に参画し、計画的な整備について助言などを行っているところでございます。

新たなごみ処理体制への移行は、関係市町はもちろんのこと、県にとっても大変重要な課題であると認識しており、引き続き経費の補助や技術的な支援などを行う中で、取組の現状を踏まえまして、市町からの要望や相談にこれまで以上に丁寧に対応していきたいと考えております。

関係市町が新たなごみ処理体制に円滑に移行し、日々発生するごみが継続して安全に処理されるよう、市町に寄り添い、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

[35番 奥野英介議員登壇]

○35番（奥野英介） 災害とか、これから想定し得ないものが出てくると思うんですよ。だけど、今そういう状態で中間の施設を造って、ごみを捨てに行く。そしたら災害が起きたとき、今度は水平行政の中でごみ処理をしないかん。だけど、災害のときに、隣の市が受け入れられるかという、な

かなか受けられるものではない。そういうことを考えると、今の処理体制というのは、差し当たっての処理体制であって、きちっとした処理体制にはなっていないと思うんですよ。

そのためには、今、東紀州のほうで組合をつくって、処理をするようにいろいろ考えていただいておりますけど、できるだけ早くこれをやっていかないと、住んでいる人は、ごみが出てきて処理ができない、また衛生的なこともあるし、いろんなことを考えてみると、できるだけ早い機会に焼却に持っていくのか、どう持っていくのか、技術的ないろんな問題があるんですけど、その辺、十分に市町と県が考えてやっていきたい。そこまでしていただかないと、このRDFの事業が終了しないということになりますので、頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

それでは、続いて、総合評価方式について質問させていただきます。

総合評価方式というのは、前から質問しようと思っておったんですけど、やってみると複雑怪奇で、なかなか難しい。けど今、いろんな問題点を建設業の方々から聞いています。そういう面で、今日は入り口かも分かりませんけれども、聞いている建設業者もおるか分かりませんので、丁寧に、私も分からない部分が多いので、お答えいただきたいと思います。

三重県総合評価方式の運用ガイドライン（令和2年度版）では、総合評価方式を行う意義として、建設業は、防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割がある。

一方で、建設投資の急激な減少や競争の激化により建設業の経営を取り巻く環境は悪化し、ダンピング受注などにより建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として、現場技能者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じております。

技術力と品格と感性のある企業が公共工事の品質確保をはじめとして、建設業が社会的に期待される役割の担い手として確保される、その入札方法の一つが総合評価方式であると。

技術力のある企業とは、工事に必要な施工能力や実績を有している企業で

あり、評価項目の企業の技術力、技術者の能力等である。品格と感性のある企業とは、地域の信頼、社会的責任の遂行であり、評価項目の地域貢献度、精通度、社会貢献の実績である。

この総合評価方式は、その導入以来、価格競争によるデメリットを排除する役割を担ってきましたが、地域によっては、徐々に一握りの業者が受注を独占する状況になってきています。

また、地域貢献等、努力を重ねている企業の中でも、年々勝ち組、負け組が明確に分かれてきており、受注を重ねると、さらに勝ち組が有利な方向に作用する傾向にあります。

地域の実情、入札参加資格の地域内の業者の数、各企業の技術者の在籍数、企業の規模などや、当年度の受注実績や手持ち工事量にも配慮した入札方式とすべきである発注機関が、全ての入札において、度々評価基準を変えることにより受注先管理を行うことは、競争原理を阻害することもあります、独占的な受注状況になった場合、一律の入札方式を続けるのではなく、多様な方式を駆使した対策を立てるべきであると考えます。

現行の問題として、評価項目である企業の工事实績、工事成績、受注工事高、そのいずれもが過去の実績であり、新規参入企業の障壁となっているではありませんか。

評価項目の配置予定技術者の工事实績、配置予定技術者の資格保有状況は、いずれも過去の実績であり、技術者が多く在籍する企業に有利に働き、新規参入企業と若年技術者の育成確保の観点からも問題があり、工事を多く受注することにより工事实績が増え、実績のある技術者が増え、高い工事成績を得る機会も増えます。受注が増えれば、これらがますます有利に作用します。

見直しとして、質問します。

総合評価による入札は、技術提案を必要とする工事に適用すべきであり、予定金額による一律適用は見直すべきであること。

企業実績は、技術者実績の加点の見直しにより、新規参入を可能にすること。

地域経済と災害復旧における地域の建設企業の存続と担い手確保は不可欠であり、総合評価方式の適用範囲及び評価項目、評価点数の見直しを行うこと。

先ほども野口議員が質問されていまして、将来の建設産業を担う人材の確保や育成を図るために県はどのような取組を実施しているのかは、さっきお答えされていますので、3点について質問させていただきます。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 公共工事の入札制度における総合評価方式についてお答えさせていただきます。

三重県では、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の趣旨を踏まえ、公共工事の品質を確保するための多様な入札及び契約の方法の一つとして、平成19年度から総合評価方式を導入しております。

総合評価方式は、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされる入札方式でございます。

総合評価方式における評価項目やその配点につきましては、国や他県の状況も参考にしながら、入札参加者や学識者の意見を聞き、随時見直しを行い、現在の設定となっております。

しかしながら、現行の総合評価方式は、技術力がある受注実績が多い企業に受注が偏りやすい傾向も見られます。

一方で、地域の建設業は、社会資本の整備・維持修繕、災害対応など、地域の守り手として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っており、この役割を将来にわたり果たすことができるよう、地域に貢献する企業の受注機会を確保し、地域に一定数の企業を存続させる必要があると考えております。

このための取組として、複数の工事の発注で1件落札した企業は以降の入札を無効とする価格競争方式における一抜け方式や総合評価方式における一括審査方式の活用などに取り組んでいます。

さらに、本年3月に策定しました第三次三重県建設産業活性化プランにおいて、受注機会確保の取組として、建設事務所管内の建設企業のみを対象と

する特定建設共同企業体制度の導入を位置づけ、検討を行っているところで  
す。

総合評価方式の適用につきましては、現状では、土木一式工事につきましては、予定価格5000万円以上への適用を標準としていますが、早期執行が特に必要な案件や技術的工夫の余地が少ない案件などは、発注機関の判断で、総合評価方式の適用を除外できる規定としております。

また、総合評価の評価項目のうち、工事実績と工事成績は、公共工事の品質を確保するために、当該工事を施工する上で必要な施工能力を有しているかどうかを評価するものでございます。

また、評価項目のうち受注工事高は、受注工事高が多いほど加算点が減点される仕組みとなっており、受注機会確保のための評価項目として設定しております。

工事实績の評価につきましては、当該工事を施工する上で必要な施工能力を評価するために、発注する工事の内容に応じて、案件ごとに設定しております。

また、工事实績の評価項目の設定に際しては、工事实績を有する企業の数や技術者の配置状況等も勘案するなど、競争性の確保にも配慮しておるところでございます。

今後も引き続き、地域の建設業が存続できるよう受注機会の確保の取組を進めるとともに、入札参加者や学識者の意見も聞きながら、地域の実情に応じた総合評価方式の改善に取り組んでいきたいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

**○35番（奥野英介）** 多分、今の答弁を聞いていて分からない人が多いんじゃないかなと思います。私も聞きながら納得というか、消化できないという感じでした。

分かりやすく言えば、勝ち組と負け組が今、完全に分かれている。私、県北部等は調べていないんですけど、伊勢管内を調べたら、10億円以上仕事をしているところと、1億円か1億5000万円ぐらいでやっているところがある。

何ほ小さい会社でも、1億円やそこらでは食っていけないと思います。そういう会社が、近い将来、恐らくなくなっていくんじゃないか。

10億円の仕事をやっているところから1億円分渡せば2億円の仕事になりますから、先ほどから災害とか、いろんなことを言われておりますので、そういうことも考えてこれから入札を行ってほしい。

総合評価方式は多分いい方式だと思います。だけど、何年も同じ入札制度をやっていると、建設業者も、賢いのはずるく、うまくやりますから、常に発注者側と受注者側の争いみたいなものがありますから、そこは常に変えながら、皆が平等とは言いません、実力もあり、努力している企業が当然大きくなるでしょう。だけど、やはり将来的なことを考えていくと、もう少し小さい業者が食べていけるようなことを、総合評価方式がいいなら、そこへ含めながら変えていくということも考えていく必要があるのではないかなと思います。

私も、発注者側にいた時代があります。常に発注者が見ながら、できるだけ平等に近いことでやっていくということが大切でないかなというふうに思いますので、今後、理事、この総合評価方式については、私もまた勉強しますが、たくさんの建設業は、災害などのときに、助けてもらわないかんわけですから、しっかり育てていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、財政運営について入ります。

国が、2020年の税収について、当初予算の63兆5130億円から数兆円規模で大幅に下方修正の方向であり、所得税収も、2020年度上半期は前年並みでしたが、下半期の税収の伸びは期待できないとあります。

国の2020年度予算の一般会計の規模は、当初で102.7兆円だったのが、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策の実施で、第2次補正予算で160.3兆円まで増え、このうち90.2兆円は国債の発行で賄っています。新規国債発行となれば、財政のさらなる悪化となり、県の財政状況も非常に厳しいものとなると思います。来年度の予算編成は、本当に厳しくなると想定しなければ

ばならないと思います。

先般10月6日、令和3年度当初予算調製方針が示されました。その中で、三重県の財政状況については次のように説明があり、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の低迷に伴い、県税収入等の歳入面への影響が懸念される中で、歳出面では、新型コロナウイルス感染症の収束と経済の再生、活性化の両立に向けた取組を加速する必要があることに加えて、社会保障関係経費が引き続き増加することや公債費が高い水準で推移することが見込まれることなどから、厳しい財政運営の継続が予想されますと。

新型コロナウイルス感染症の経済への影響は大きく、総務部も、厳しい財政運営が継続されることを予想しているわけです。やはり新型コロナウイルス感染症の拡大が国税、地方税収へ与える影響は多大であると思われます。その意味で、国はもとより、地方財政運営が本当に継続していけるのだろうか、大変心配でもあります。

先般11月17日の日経新聞の中で、国内上場企業の2020年4月から9月期決算が報道されていました。純利益の合計額が前年同期38%減にもなる10兆808億円、そして、中でも産業の裾野の広い自動車産業の苦戦が、部品など関連企業に連鎖し、製造業の純利益も半減しております。自動車産業を中心に製造業が牽引する三重県経済へも大きな影響が出てくるのでしょうか。そして、地方税も大幅な減収となることが想定されます。

そのような状況の中で、現行の地方交付税制度を念頭に、国が地方財政制度を通じて、地方の財政活動を支えていてくれるので何とかなるとい見通しで大丈夫なんだろうかと考えています。

総務省の令和3年度地方交付税の概算要求の概要が発表されました。それによりますと、地方自治体への交付ベースの地方交付税は約16兆2000億円となり、昨年度よりも4000億円も減額されることとなります。

しかし、国は、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針2018で示された新経済・財政再生計画を踏まえ、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、令和2年度地方財政計

画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保することとしています。

約4000億円もの地方交付税が減額される中で、実質的に同水準を確保する、すなわち地方交付税の代わりに、国の財政対策により決定される臨時財政対策債が増額されるということになります。

この臨時財政対策債というものは、いつも言いますように、地方交付税で地方に交付されるべき金額について県債を発行するものですが、後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるため、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代への県民の負担増につながるものでありませんと総務部は説明しています。

この前、財務省の方に聞いたんですけど、総務省と財務省との考え方はどうも違うみたいで、総務省は、地方交付税で措置されると借金じゃない。財務省は、債券、県債ですから借金であるというふうなことを聞きました。僕はやっぱり財務省の言うことが当たりだと思います。

総務省にとって、実質的に地方交付税と同様なのでしょうか。県にとって県債であり、その残高は紛れもなく公債費となります。平成22年から臨時財政対策債等の残高推移を見ますと、3733億円から6700億円へと10年間で約3000億円もの増加をしています。

県の今の借金が1兆3000億か4000億円、その中の6700億円が臨時財政対策債ですが、それを総務部長は、いや、これは借金やないんやと、そのうち、金、返してくれんややって言いますが、ずーっとこれは残ると思うんですよ。だから、県が、地方交付税でいただいておったら、8000億円ぐらいの起債残高になると思います。

償還が地方交付税措置とされるといえども、10年間で県債は約1.8倍にもなっています。新型コロナウイルス感染症の影響を安易に考えていないか、また、リーマンショックに端を発する世界同時不況との差異を踏まえるとそれ以上になる、今後数年は国内経済の低迷が避けられないのではないのでしょうか。すなわち今後も税収の落ち込みが続き、臨時財政対策債の発行額は増加していくと考えるべきです。

県は健全で持続可能な財政運用を目指して、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど、財政運営の改革に取り組んでいるさなかですが、例えば経常収支適正度など、一定程度の改善が見られるところですが、県債残高減少の目安については臨時財政対策債を除いています。

そういうことで、もう少し縮小というか、無駄なものは外していく、三重テラスなんかはもう要らないんじゃないかというような気がします。いずれにしても、今後、厳しい、先行き不透明な財政運営が心配です。

令和3年度の予算編成を何とかできると思いますが、今後も数年にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響で税収減が懸念される中、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政運営が行えるのか、総務部長の所見をお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 税収減で臨時財政対策債が増えるが、将来に先送りにしないような財政運営が行えるかどうかということについてお答えさせていただきます。

議員が御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷に伴います地方税収の減、国税も一緒なんですけれども、それに伴いまして、今後、臨時財政対策債の発行が増加することが非常に懸念されます。

しかしながら、臨時財政対策債と申しますのは、地方財政の収支不足の補填措置といたしまして、本来、地方交付税として交付されるべきものの一部について、地方交付税に振り替わって発行される地方債でございます。

将来の元利償還金につきましては、地方財政計画の公債費に計上されると同時に、その全額が交付税措置されることとなります。しかし、臨時財政対策債は、議員御指摘のとおり、県の借金には相違ありません。

しかしながら、仮にこの臨時財政対策債を発行しなかったとしたら、財源が不足いたしますと、本来、県民の方々が受けることのできる行政サービスが提供できなくなるおそれがございます。

こうしたことから、三重県におきましては、毎年行っている国への提言に

おきまして、地方交付税の総額を適切に確保することによって臨時財政対策債の縮減を図り、地方交付税として措置するように強く要望しているところでございます。

しかしながら、依然として公債費が1100億円を超えるような高い水準で推移することが見込まれておりますので、将来にわたって持続可能な財政運営を維持していく上では、公債費負担をいかに減らしていくか、これが本県財政の大きな課題であることには違いございません。

このために、将来の県民に過度な負担を強いることがないように、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画におきまして、臨時財政対策債等を除く県債残高の目標を定めまして、県債発行の抑制に努めているところでございます。

そして、今後とも持続可能な行財政運営を維持していくためには、いろいろな事業の見直しも必要でございますので、全ての事務事業につきまして必要性あるいは効果等の観点から見直しを継続的に進めるなど、歳入歳出の観点からの取組を行うことにより、行政サービスへの的確な対応と財政の健全化をバランスよく実現する財政運営に努めてまいりたいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） 事業の見直しについて、三重テラス、知事は9000万円ぐらいじゃないかな、もう少しやらせよなんて思っているかも分かりませんが、今、三重テラスの2階なんか使っていない状況ですから見直すべきところは、勇気ある撤退ってやっぱり必要やと思うんですよ。

すぐにやめるといふわけにはいかんけれども、期限を切って、違約金を払わないかんけど、そういうことも考えていく、一つ一つ見直ししながら、それでもこれから決して財政はよくなる。恐らく、経常収支比率も今95.1かな。それがどんどん上がっていく可能性がある。投資的経費での投資ができなくなるわけですから、やはり少しでも、5000万円でも1000万円でも事業見直しをしながら、できるだけ県民サービスに行けるようなことを考えていくべきではないかなと思います。

もう一度、その辺の答えをお願いします。総務部長。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 限られた資源の中で、新たな県民ニーズに的確に対応していくためには、やっぱり県民目線でのさらなる事業見直しは大変必要だと思っております。

このために、本県におきましては、当初予算編成時に全ての事業につきまして、事業目的の妥当性、事業が妥当かどうか、あるいは県関与の必要性、本当に県が関与する必要があるのかどうか、それから手段の有効性、その手段が本当に効果を発揮するのか、あるいは事業展開のコストの面からの手段の効率性、いわゆる費用対効果、それから事業の緊要性、本当に今やらなければならないのか、この五つの視点を基に点検をして、徹底的な事業の見直しを行っているところでございます。

予算編成に当たりましては、このような取組を継続しつつ、県民サービスの向上、あるいは限られた資源の中での有効活用を図るために、徹底した事業の見直しを図っていきたいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） これからまだまだ社会保障費がどんどん上がっていきますから、圧迫されてなかなか事業が思うようにはいかないと思うんですけど、そんな中で事業見直しをしながら、できるだけ財政をうまく活用してやってほしいなと思います。特に今の借金、次世代の負担ができるだけ軽くなるように運営していただきたいなと思います。

次に行きます。

今日は、知事がお答えになるみたいですが、今日は時間が少しありますから、十分やっただいて結構です。

東京一極集中と地方分散型社会ということで、2020年には経験のない、想定し得ないことが世界中を震撼させ、混乱が起こり、異常な事態にさせました。

新型コロナウイルスの災害は、これからの世界、日本、三重県、市町において、今後、様々なことを考えさせる災害でありました。東京一極集中の是

正と地方分散型社会について聞きたいと思います。

これまで首都機能移転、道州制、地方分権一括法、平成の大合併、最近では大阪都構想もありますが、全て道半ばか、掛け声だけであったかと思われます。

1992年、平成4年に、国会等の移転に関する法律で一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するために極めて重要なことであるとしています。

そこでなんですけど、西場議員は昭和30年の宮川用水だったんですけど、僕は昭和47年の田中角栄の日本列島改造論を、どこにもなかったけど、議事堂の図書室にあったので、それをいま一度読んでみました。

1970年代、昭和47年に発刊された田中角栄の日本列島改造論なんです。昭和47年に書かれたことが、今の状況で的を射ていました。初めの部分で大部分が網羅されておりました。

抜粋すると、水は低きに流れ、人は高きに集まる。世界各国の近世経済史は、1次産業人口の2次・3次産業への流出、つまり人口や産業の都市集中を通じて、国民総生産の拡大と国民所得の増加が達成されたことを示しています。農村から都市へ、高い所得と便利な暮らしを求める人々の流れは、今日の近代文明を築き上げる原動力となってきた。

日本もその例外ではない。昭和30年代に始まった日本経済の高度成長によって、東京、大阪など太平洋ベルト地帯へ産業・人口が過度集中し、我が国は世界にも類を見ない高密度社会を形成するに至った。農村は若者が減って高齢化し、成長のエネルギーを失おうとしている。これでは日本民族の優れた資質・伝統を次の世代へつないでいくのも困難になろう。

都市集中は、メリットからデメリットに変わった。国民が今求めているのは、過密と過疎の弊害の同時解消で、将来に不安なく豊かに暮らしていけることである。

都市集中の奔流を大胆に転換し、民族の活力と日本経済のたくましい余力を日本列島全域に向けて展開することである。日本列島の改造こそが、今後の内政の重要な課題であると。

昭和47年に書かれた日本列島改造論は、50年後の日本の姿に警鐘を鳴らしているような気がしてなりません。今、我々は住みやすい暮らしをしているのかを考えても、確かに経済的には豊かになっているのかもしれませんが。

しかし、次世代に安心できるバトンタッチができるのか、今後のグランドデザインを早急に描き、全ての地域の人々が自分たちのふるさとに誇りを持って生活できる地域の実現を目指さねばならないと田中角栄元総理は思っていたのではないだろうか。

県は、地方分散型、地方創生、地方の活性化の実現に向けて、東京一極集中の是正、分散型社会の構築などに、いかに取り組もうとしているかをお伺いしたいと思います。

先ほど村林議員のほうからも、これに似たというか、似てしまったんですけど、視点を変えて答弁をいただければありがたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 東京一極集中と地方分散型社会、これを、東京一極集中の是正をして、どういうふうに分散型社会を実現するかについて答弁したいと思います。

今、奥野議員から、田中角栄元総理が提唱された日本列島改造論のお話がありました。私が生まれた昭和49年に総理大臣をやられていたのが、まさに田中角栄氏であります。

かつて田中角栄元総理が提唱された日本列島改造論は、人口増加、かつ右肩上がりの時代に、全国の道路、新幹線、空港等のインフラ整備と工業再配置によって国土の均衡ある発展を目指すというものであります。

しかしながら、先ほど議員のおっしゃったように、示唆するものとしては、今も生きている大変重要なポイントが書かれていたと思います。

一方、高度経済成長が終わり、経験したことのないスピードで少子・高齢

化が進む今日においては、私は、我が国が目指すべきは、同じ分散型社会であったとしても、国土の均衡ある発展というよりは、持続可能で多様性のある発展、それを可能とする分散型国土であると考えており、今を生き、未来に責任を有する1人の政治家として、令和の時代にふさわしい日本列島の改造、言わば令和の日本列島改造論、そういうものを実現したいと考えています。

そして、これを実現し、国民一人ひとりが自らの希望する地域で安全・安心に暮らし、互いの個性を尊重しながら、夢をかなえていくための鍵は、防災・減災、国土強靱化、デジタルトランスフォーメーションの推進、そして各地域における医療と教育の充実、この四つがとりわけ重要であるというふうに考えています。

折しも、新型コロナウイルス感染症が、これまで様々な要因で進まなかったテレワークやオンライン教育等の実現への壁を壊しました。

本年5月には、国内での人口移動の状況が、現在と同様の調査方法となった2013年7月以降で初めて、東京都で転出超過となり、7月から10月の4か月間も転出超過が続くなど、人の移動に変化が生じてきています。

時代は、デジタル社会の実現、東京一極集中から多核連携型社会への変革など、人々の価値観やライフスタイルはもとより、企業の在り方から国の在り方までを見詰め直す一大転機を迎えています。

私は、長年にわたり必要性が叫ばれながらも実現できなかった東京一極集中是正を前へ進め、大都市部と地方部がともに輝く地方創生、地方分散型社会を実現するのは今においてほかにないと考えており、オール三重、オールジャパンがまさにワンチームとなって、現下の国難を克服し、新たな国づくりにチャレンジしていく必要があると考えています。

このような認識の下、県政のかじ取り役である知事として、私は、第2期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた、希望がかない、選ばれる三重を実現するため、少子化対策はもとより、企業誘致など雇用の創出による働く場づくりや高等教育機関の魅力向上などをはじめとする人づくり、さ

らには、県民の皆さんが暮らしの豊かさや安全・安心を実感できる地域づくりなど、施策を総動員して、本県の独自性、県内各地域の魅力を高めてまいります。

また、ワーケーションの推進による関係人口の拡大やデジタルトランスフォーメーションを基軸としたスマート改革の実現などの取組を進めることで、コロナ禍後の新しい日常に適応し、感染拡大の防止と経済の両立を目指して、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画に掲げた三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向け、再加速を図っていきます。

さらに、今月5日に開催された全国知事会において、新次元の分散型国土の創出を内容とした活力ある地方の実現に向けた提言を、私は本部長として取りまとめ、今月20日には、政府主催の全国都道府県知事会議において、菅総理に対し、直接、提言・要望を行いました。

私の思いは、内閣の基本方針の一つとして、活力ある地方を創ることを掲げられた菅総理の心にしっかりと届いたと感じており、今後、国においても、東京一極集中の是正と地方創生の取組が一層強力に推進されるものと期待しています。

今後とも、知事として、また、全国知事会の要職を担う者として、新型コロナウイルス感染症という国難を克服し、本県の、さらには地方の未来を切り開いていくという強い覚悟を持って、東京一極集中の是正と地方分散型社会の実現、真の意味での地方創生の実現に向けて取り組んでまいります。

[35番 奥野英介議員登壇]

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

随分前なんですけど、県南部のほうの活性化をいろいろ考えたときに、ちょっと話したこともあるんですけど、我が小俣町には明野航空学校があるんですよ。コンピューター空港は三重県にはないですが、明野航空学校は2.5キロメートルの滑走路があって、ちょうど国道23号が邪魔しているので、それをアンダーパスにして滑走路を広げたら、明野航空学校でできるんじゃないかというようなこと、勝手なことを言っていたら自衛隊にちょっと叱ら

れたことがあるんですけど、できれば熊野のほうへ自衛隊の施設を持っていく、そうするとその辺りが少しでも活性化しますから、そういうことを考えていけば、少しは人口減少も止まり、一つ一つ積み重ねていけば、日本、この地域も変わるんじゃないかなと思います。

企業の在り方や雇用の在り方、また、住みやすいまちをつくるのが分散型社会の基本ではないかなと思います。

2050年には、相当人口減少が起こります。そういう意味で、これから、そちらのほうに向けて、我々が一つでも地域のために、住みやすいまちをつくっていくことが責務じゃないかと思います。

今日はどうも、ちょっと時間が余りましたが、終わります。（拍手）

## 休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

---

午後2時20分開議

## 開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇・拍手]

○20番（山本里香） 日本共産党の四日市市選出、山本里香でございます。一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、紹介を一つしたいと思います。

私も、前回、4年前に、本会議で質問で取り上げました身体障がい者等に

対する自動車税の減免制度が拡充されたということで、請願が出され、知事も公約にされて、このことが実現し、来年度から減免が拡大いたします。希望されていた皆さんが本当に喜ばれていると思います。これに関わられた皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、一般質問に入ります。通告は2件となっております。よろしくお願いたします。

一つ目は、昨年12月に宣言した「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」についてです。

その実現のために、ミッションゼロ2050みえ推進チーム、ミッションゼロ2050みえ若者チームを始動させ、三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定に向け取り組んでいる、今、三重県でございます。

（パネルを示す）これが、その宣言文でございます。皆様にも配付してあります。

宣言文には、上から3分の1ぐらいのところに、G7伊勢志摩サミット、あるいはパリ協定の着実な実施ということが盛り込まれていることとともに、その下3分の1ぐらいの段落でございましょうか、四日市公害の経験から日本の公害問題に解決の道を開き、産業廃棄物税の導入、レジ袋の有料化など、全国に先駆けた環境の取組を進めてきたということが明記されておりまして、言及されております。

環境を語るときに、三重県では絶対外せない四日市公害という歴史があるわけですが、言及された知事の思いをお聞かせいただきたいと思いません。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 脱炭素宣言において四日市公害に言及した思いということで答弁させていただきます。

昨年12月に表明をいたしました脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」におきましては、四日市公害の経験はもちろん、産業廃棄物税の導入、レジ袋の有料化など、様々な環境への取組を全国

に先駆けて進めてきた三重県のスピリットを、脱炭素社会の実現という大きな目標に向けて生かしていきたいとの思いを込めました。

四日市コンビナートは、高度成長期における経済優先の考え方の下、全国有数の規模に発展しましたが、一方で、硫酸化物などによる大気汚染、工場排水による水質汚濁などの公害が発生し、大きな社会問題となりました。

これに対して、住民による対策を求める運動や公害裁判が提起されたことなどから、県や四日市市では、科学的調査と分析、公害患者への医療費の公費負担、さらには総量規制の導入など、いち早く国に先駆けて取り組むとともに、コンビナート各社では、公害防止設備の導入や新技術の開発が進められました。

こうした住民、行政、企業が一体となって進めてきた四日市公害への取組は、日本の公害問題解決への道を開き、産業の発展と環境保全を両立させながら、地域の発展を考えることにつながりました。

今後は、これらの貴重な経験を深刻化する気候変動の問題に対しても生かしていくことが重要です。環境と経済の調和の大切さを身をもって知ることとなった四日市公害を経験した三重だからこそ、地域から世界の脱炭素化に貢献したいと考えています。

三重ならではの豊かさを享受することができ、将来にわたり健康で安全・安心に暮らすことができる環境を守るため、脱炭素社会の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 四日市公害及び、今挙げていただいた様々なこれまでの経験の中でという話でした。

オール三重という言葉をよく使われますけれども、企業そして行政、そして市民、県民全体でこのことに取り組んでいこうということだと思います。四日市公害というのは、負の歴史であるとともに、忘れてはならない戒めであると思っております。

ここで、原告が勝訴した公害裁判の判決要旨、少し読み上げたいと思い

ます。

仮に、最善の防止措置を講じたときは免責されると解するとしても、人の生命・身体に危険のあることを知り得る汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術・知識を動員して防止措置を講ずるべきである。被告らが右のような努力を尽くしたとは認め難い。また、被告らが四日市に進出したについては、当時の国や地方公共団体が、経済優先の考え方から、公害問題の惹起等に対する調査検討を経ないまま、旧海軍燃料廠の払下げや条例で誘致を奨励するなどの落ち度があったことはうかがわれるが、被告らの立地上の過失を否定するに足りないと、これが、判決要旨にあります。

そのように、企業の利益追求の前にマイナス符号をつけたことが、この公害判決の重大な要素であります。

企業が営利追求するのは当然ですが、社会のルールが時代に適合しないまま放置されると、四日市公害のような悲劇が起こる。四日市公害と、裁判に従って社会のルールを変更したことによる企業の180度の行動転換、その結果として、完璧ではありませんが、大幅な環境改善を成し遂げたことは、教訓としていかなければなりません。

三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の素案の中に、新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興に当たり、欧米を中心に経済政策を優先させるのではなく、この機会を、脱炭素に向けた対策をさらに推し進める好機ととらえるとともに、生態系や生物多様性の保全を通じて、災害や感染症などに対してもよりレジリエントな、持続可能な社会変革へと移行していくというグリーンリカバリーの考え方が広まっているとして、三重県においてもグリーンリカバリーの取組を推進するものとあります。

四日市公害と言及されたこととともに、このグリーンリカバリー、共通する部分があると思います。

このことを、この三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）においてどのように進めていくのか、また、ミッションゼロ2050実現のためには、2030年ま

での取組を加速させることが重要と考えますけれども、数値目標を定めての計画作成が必要だと思いますが、どのように考えていくのでしょうか。部長にお伺いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 四日市公害の経験をどう生かし、グリーンリカバリーの考え方を持ちながら、脱炭素社会の実現に向けて具体的にどう進めるのかという御質問でございます。

現在、2030年度までの10年間における温室効果ガスの削減と気候変動影響への適応策を盛り込んだ三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定を進めています。

この計画では、これまでの対策の強化はもちろん、四日市公害を経験した三重として、経済も環境もという考え方の下、技術革新や様々なイノベーションも追求しながら、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとともに、2030年度における温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で30%削減としています。

計画の実現には、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識し、行動することが重要であるため、目指す姿を県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会とし、その実現に向けた取組を進めることとしています。

具体的な排出削減としては、新たな技術も活用した省エネルギー、再生可能エネルギーの普及につながる取組を推進いたします。例えば県内のCO<sub>2</sub>排出量の約半分を占める産業部門では、脱炭素経営の促進や、エネルギー収支ゼロを目指す建築物、いわゆるZEBと呼んでおりますが、こうしたものの普及に加えまして、テレワークなどの柔軟な働き方の普及を促します。

また、運輸部門では、自転車の利用促進や、近年問題となっている宅配便の再配達抑制の取組、Maasと呼ばれる新技術を活用した新たな移動手段の導入等を促進します。

家庭部門では、低炭素型ライフスタイルへの転換や環境に配慮した消費活

動であるエシカル消費の普及、断熱などの省エネ対策や太陽光発電と蓄電池を組み合わせたエネルギー収支ゼロを目指す住宅、これもZEHと言われておりますが、こういったものの普及に取り組みます。

一方、CO<sub>2</sub>の吸収源対策におきましても、従来の森林の保全、緑化推進に加え、新たに環境保全型農業の推進、ブルーカーボンとして注目されつつある藻場づくりの推進のほか、CO<sub>2</sub>を回収する技術の開発・普及など、環境イノベーションの促進を加えています。

こうした対策を効果的かつ確実に推進するため、新たに三重県脱炭素社会推進本部（仮称）を設置し、全庁的な、横断的な計画の推進を図るとともに、ミッションゼロ2050みえ推進チームを立ち上げ、県民運動の展開をはじめ、県民、事業者、市町など様々な主体と連携し、脱炭素社会の実現に向け、オール三重で計画を推進してまいります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） ありがとうございます。

経済と、そして環境、命などというバランスということも、一番冒頭に言われたと思います、四日市公害の経験で。大事なところは、四日市公害の教訓は、利潤追求の前に命や健康や、そして環境があるということだと思しますので、そのことがやっぱりこの三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）にも生かされていくということが必要だと思っております。

現時点での各国の温室効果ガス削減目標を全て達成したとしても、今のところ、必要な削減量に大きく不足していると言われております。最初の10年で思い切った削減目標がなければ、ゼロへの道は遠いと思われれます。県でも、4割以上の削減目標を求めたいと思っております。

所信表明で、菅首相が2050年までに温室効果ガス排出ゼロを宣言されました。一定方向性は出されるかとも、これから思いますけれども、加えて、安全最優先で原子力政策を進めると明言されたことは、大変遺憾です。

CO<sub>2</sub>削減を言う一方で、原発をクリーンエネルギーだとして、より一層、原発政策を推し進めるということで、原発がクリーンであるということとはあ

り得ないと私は思っています。

原発にしがみついて、三重県には原発も石炭火力もないわけですが、それでも、こういった方向は、再生可能エネルギーの産業化や技術に、本当にそれを進めていくと言っている世界から大きく立ち後れていくと思いますので、三重県としてのしっかりした考えを持って進めていただきたいと思います。

今後、エネルギー計画の見直しも、国も県もしていくということになるとと思いますが、知事は、原発は推進しないとっておられるし、石炭火力は、先ほど言ったように三重県にはありません。再生可能エネルギーこそ、ベースロード電源に転換する、大転換を図っていく、三重県は案外先を走っているように、全国レベルで聞いておりますけれども、そのことを推進してください。

再生可能エネルギーへのシフトにも、実は、環境で環境を駄目にするという、そういうような方向があります。環境負荷については十分に留意されるべきです。環境のために環境を壊すことのないようにということも、この三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）を進めるに当たって、十分に考えていただきたいと思います。

来年は、南太平洋の16の国と二つの地域の首相らを招いての太平洋・島サミットが三重県で開催ということで、喫緊の新型コロナウイルス感染症の問題とともに、気候変動、気候危機は重要課題であるというふうにおっしゃっておりますけれども、紹介するに誇らしい三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）になりますように、そして、知事には、この達成を目指して、県民の先頭に立って、あらゆる英知と政策的資源を投入していただきたいと思います。県民もしっかりとついていけると思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。二つ目です。

11月11日掲載のこういった新聞広告が、（実物を示す）これは実物ですが、皆さんにはパネルに用意をいたしましたし、配付もしてあります。（パネルを示す）これが、差別をなくす強調月間の新聞広告で、このことについてお

伺いしたいと思います。

年6回、一般新聞社6社に広告をお願いしているもので、そのうちの今年の1回がこれになります。これですね。11月11日から12月10日までが、差別をなくす強調月間ということで、毎年、この時期には人権に関わる広告を出されているということです。

11日の朝刊でこれが出たわけですが、常任委員会の県内視察に行く日だったんですけど、朝見てちょっとびっくりをというか、大分びっくりをいたしました。(パネルを示す)これ、一部分、このメインとなっている部分を拡大させていただきました。

ここに書いてあります。そっとしておけば部落差別は自然になくなると思っていないかということの問いかけ、これがメインなんですね。今、差別をなくす人権週間で、これがイの一番なんですかということなんです。

新型コロナウイルスの感染拡大の不安から、信じられないような誹謗中傷事象が発生し、知事からも、たびごとにメッセージが発信されています。議会でもコロナ差別が発端となって、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会が設置されています。

県政だよりの11月号では、全面を使いまして、新型コロナウイルス感染症に関わる差別のを中心として取り上げているいい広告が出ていたと思います。

今年、この広告が出て、特に奇異に感じましたので、私、去年はどうだったんだろうかなと思って調べてみたら、去年は防災的なことも、ちょうど災害が起こったことがあったので、半分のエリアになっていたんですけども、全体的な記述でありました。特に気になるということはないんですけどね。

この広告が載ってから、幾人かの方から、どういうことだとか、これはどういう、何ていうことだとか、こんなことを三重県ではまだ部落差別を突出させた広告を出すのかとか、メールや電話をいただきました。

もちろんあらゆる差別はなくしていかなければなりません。しかし、今大

きな問題になっているのは、新型コロナウイルスによる感染者や医療従事者などの差別ではないのですか。この広告について伺いしたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） なぜ部落差別の啓発に注力した広告を行ったのかという御質問でございます。

議員からも御説明がございましたが、県では、毎年12月10日の世界人権デーまでの1か月にわたり実施しております差別をなくす強調月間、この期間中に、人権啓発の一環としまして、今年については、新聞6紙において県の広報枠を活用した部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消推進法の、いわゆる差別解消推進三法の周知を図る啓発広告を掲載しました。

これにつきましては、昨年度実施しました人権問題に関する三重県民意識調査における、そっとしておけば部落差別は自然になくなるので、人権教育や啓発はしないほうがよいという意見をどう思いますかという設問に対しての回答結果や、同じく、この意識調査の結果において、平成28年12月に施行された部落差別解消推進法の周知が進んでいない状況がございまして、また、この部落差別解消推進法の施行後5年目を迎える節目の時期ということもございまして、これらを素材として、同和問題を学ぶことの必要性や部落差別解消推進法を中心に差別解消推進三法についての普及啓発を行ったものでございます。

差別解消推進三法は、現在の人権を取り巻く社会情勢等を背景としまして、平成28年に制定された人権に関わる新たな法律で、これら三つの法律の周知を図ることが人権啓発に効果的であると考えまして、啓発の素材として継続して活用しているところでございます。

人権問題に関する三重県民意識調査の結果においては、それぞれの法律について、約4割から8割の方が知らないと回答しており、さらなる周知を図る必要があると考えているところでございます。

一方、差別をなくす強調月間中には、これ以外に、新型コロナウイルス感

感染症に係る差別について、先ほど議員がおっしゃられました県政だより11月号で、冒頭の2ページを割いて特集を組んだほか、県民人権講座でもテーマとし、重点的に啓発を行っており、他の人権課題も、この期間中、様々な講演会等を行っておりまして、総合的に啓発を進めているところでございます。

今後も、同和問題に限ることなく、差別解消推進三法の周知をはじめ、子ども、女性、高齢者等の様々な人権課題を順次取り上げながら、差別のない明るく住みよい人権尊重社会の実現を目指してまいります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 部落差別というものが存在してはならないということは言うまでもありません。こういうふうな学習、歴史としての学習というのは大事だと思っています。こうした認識は、現代においては圧倒的多数の県民に共有されているものだと思います。

今、全体的な差別解消推進三法の話もされましたけれども、（パネルを示す）これ、やっぱりメインが部落差別なんですよね。これは、そしてまた文言も、そっとしておけば部落差別は自然になくなるということを意識調査の設問にもされているんですけど、このところは大変私は問題だと思っています。

先ほども申しましたように、差別はなくしていかなければ、どの差別でもいけないわけですが、今、この部落差別の問題については、住環境や進学、就職などの差別はなくなって、結婚も、地区内外の交流がかなり進んできている。旧同和地区の住民をあからさまに軽蔑したり侮蔑したり、忌避するような態度を取ることは恥ずべきことであるという認識は、私は確実に市民社会の常識として深く根づいてきていると思っています。

もちろん何らかの偏見とか誤った知識が投入されて誤解があり、差別的な言動を取る人も時には出てくるかもしれません。

しかし、私はこれまでの様々な取組、それは行政も、そして県民の皆さん全体の取組の中で、解決に向かっているというふうに思っています。うなずいてみえるからそうだと、努力もしてみえたということだと思えます。今ま

た、この広告が、時計の針を巻き戻すようなことにならないか、なっているというふうに思って違和感を感じたわけです。

県民意識調査によって、このことを取り上げたと言ってみえますけれども、県民意識調査自体も既に存在しないという同和地区があるかのように問うなど、設問の内容には問題があるとこれまでも言っていました。

県民意識調査を基にこういった書きようは、知らないことは悪いこと、放っておけばいいということは悪いこと、上から目線でその人たち、そう答えた人たちを敵視しているということではないかと、逆に敵視している。知らない人は差別していないわけです。放っておくとは部落差別している人を単位にしないということ、取り合わないということ、そこで終わってしまうということだと私は思っています。

また、行った県民意識調査で、最近5年間で同和地区の人は怖いということを知ったことがあるかなどという設問がありますけれども、それ自体、誤った認識を与える、行政がフェイクを発信してどうするんですか。同和地区出身者との結婚とか小学校区に同和地区があるなどという設問も、既にならぬものがあるかのごとく取り扱う、とっても大きな問題だと思います。

そして、もう一度、これ、パネルを掲示します。(パネルを示す) このところに、部落差別解消推進法がしっかりと根づいていないから知らせることも必要だとおっしゃいましたね。部落差別解消推進法のことを知っていますかとあります。その下に、明治時代は云々という言葉がありますね。明治時代のことを引き合いに出すのは、時代錯誤でしかないと思います。

県民も行政も、何度も言います、これまでこの差別をなくすための努力をして、頑張ってきた、これまでの運動の成果も、行政の取組も無視している、台無しにしてしまいます。

部落差別解消推進法が4年前に、国会では、賛成多数で成立しました。しかしながら、衆議院・参議院それぞれ異例ともいえるべき附帯決議をつけなくては成立しなかった、そこが重要なポイントなんですね。

今回のこの啓発広告、県民意識調査についても、新たな部落差別を生み出

す危険があります。部落差別を固定化することになると思います。三重県がこのようなことをしていたら、大変時代遅れ、大変恥ずかしいことと思いますが、知事、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 先ほど議員から御指摘ありました部落差別解消推進法の附帯決議のことも含めて、答弁させていただきたいと思います。

平成28年12月に施行された部落差別解消推進法は、現在もなお部落差別が存在することや、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することをうたっています。

同法第5条では、教育及び啓発について、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めることとされています。

また、同法の制定に際して、参議院法務委員会における審議において、3項目の附帯決議が付されており、その一つとして、教育及び啓発の実施に当たっては、当該教育及び啓発により、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮することとされていると承知しております。

こうしたことを踏まえ、県人権センターにおける部落差別に関する展示等に関しては、他の人権課題とのバランスにも十分配慮しつつ、重要な人権課題の一つとして実施しているところです。

また、人権に関する県民意識調査の実施に当たっても、用語説明を補足するなど、適切な対策を講じて、部落差別に関する新たな差別が生じることがないように配慮しています。

県としましては、部落差別の解消を目的とした啓発・調査について、今後も、部落差別解消推進法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、新たな差別を生むことがないように留意しながら、的確に進めてまいりたいと考えております。

[20番 山本里香議員登壇]

○20番（山本里香） 附帯決議の説明をしていただきました。

配慮、注力するとか、これは新たな差別を生み出さないために注力をするということで、お答えもいただいたとおりでと思うんです。

先ほどから言っております広告の問題、広告の中の記述の問題、そして県民意識調査の問題、これが新たな差別を生み出す、あるいは差別を固定化するものにほかならないということに対しての言及はございませんでしたけれども、そのことに対しての御意見はございませんでしたけれども、私は本当に問題があると思っております。

幾人かの人に聞いてみましたが、やっぱりこの記述はあからさまにおかしいし、そして部落差別解消推進法を知っていますかというのであれば、逆に言ったら、附帯決議まできちんと説明をしなければ意味はないと思っております。

部落差別問題の解決策は、社会の成長と発展の中で、自然に解決を図っていくことができるものだと思います、今現在においてはです。取り立てて、部落差別がまだ残されているということを強調することは、先ほどからあるこの附帯決議に反する、新たに旧同和地区の存在をクローズアップさせることにほかならない、真の部落差別問題の解決にはならないというふうに思っております。

総じて、人権問題が生じているのは人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がいまだ十分に定着していないこと、それは全体としての人権の学習に委ねるべきです。同和問題の特別対策終結から20年近くになるのに、まだ三重県では堂々と、この古きあしきことが生きているということですよ。

終結宣言を受けて、心が晴れやかになった、どんなにうれしかったかという報告も聞いています。水平社宣言から100年を経て、今、差別解消の名による新たな差別をつくってはならないときつく言及して、終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（服部富男） 19番 山内道明議員。

〔19番 山内道明議員登壇・拍手〕

○19番（山内道明） 公明党、四日市市選出の山内道明です。よろしくお願ひします。早速、質問のほうを進めてまいりたいと思います。

一つ目の質問は、障がい者の親亡き後を見据えた支援についてです。これ、大変大きな課題です。

障がい児や障がい者の家族から、家庭内において、いわゆる家族では体力的にも精神的にも対応し切れない、大変な状況だという切迫した相談をいただきます。

障がい児については、児童相談センター等と連携しての対応となりますが、障がい者については、警察や保健所への通報、場合によっては指定病院などへの措置入院となります。こういった通報は、県が把握しているだけでも毎年300件近くあると伺っています。

このような状況にならないために、入所施設やグループホームがありますが、順番待ちや、特に重度の場合は受入れを断られるといったケースが後を絶ちません。こういった状況は、障がい児の保護者にとっても大きな将来の不安材料です。障がい者の8050問題です。

このような実態から、国では、障がい者の高齢化、重度化、さらには親亡き後を見据え、地域の中で安心して暮らせていけるよう、地域生活支援拠点についての整備を推進しています。（パネルを示す）多機能拠点整備型と面的整備型の2種類がございます。

特に柱となるのは、相談支援体制や24時間365日の緊急対応であり、まさしく喫緊の課題です。国として、令和3年3月までに、市町または圏域で1か所以上の整備を進める計画が推奨されていますが、県内の状況を見ると2か所の整備にとどまっています。

緊急時の24時間対応の相談支援には、現実的には市町の予算措置も簡単ではないと思われます。さらに緊急時の短期入所は、今後、ますます需要が増えていくと考えられます。

そこで質問ですが、まず、地域生活支援拠点についての整備見通しと、緊急対応に不可欠な相談体制と、短期入所事業に向けた取組について教えていただきたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 障がい者の地域生活支援拠点の整備について、お答えいたします。

地域生活支援拠点の整備は、障がい者の重度化・高齢化を見据え、緊急時の相談、受入・対応など、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支援する体制を構築するものです。

県内では、現在、2市3町で拠点機能が整備済みであり、今年度中に、さらに9市5町で整備が予定されています。

地域生活支援拠点における24時間体制の相談支援、緊急時の医療機関への連絡、短期入所を活用した常時の受入体制の確保などの機能は、障がい者の状態変化や介護者の急病などの地域生活上の緊急事態に対応することで、本人や親の安心感につながる重要な役割を果たすものと考えています。

特に、緊急時の支援として常時の連絡体制を確保する地域定着支援サービスは、現在、12名の方が利用されている状況です。

引き続き、拠点整備に併せて、地域定着支援サービスの適切な運用が進められるよう、市町や事業者に対し、市町の障害者自立支援協議会等を通じて周知に努めてまいります。

また、緊急時に受入・対応を行う短期入所事業所は、令和2年11月時点で103か所あり、この1年で5か所増えるなど整備が進んでいますが、地域偏在もあることから、引き続き地域の整備状況に配慮しながら、事業者と十分に協議の上、施設整備の優先度を上げるなど、拡充に向けて取り組んでまいります。

今後、現在改定を進めている次期みえ障がい者共生社会づくりプランの最終年度に当たる令和5年度までに、全ての市町において拠点機能が整備され、

緊急時の相談体制及び短期入所事業などが充実することで、親亡き後を見据え、障がい者やその家族が安心できるよう、市町等と連携しながら取り組んでまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

地域生活支援拠点、2市3町から9市5町へ拡充していただくということで御答弁いただきました。また、令和5年度までには、県内の全市町に拡充をいただくということで、力強い御答弁いただきました。よろしくお願いをいたします。

また、短期入所も103か所、本年度は5か所増加していただくということです。また、県内の各所とも、さらに連携を深めながら確実に推進をいただきたいと思えます。ありがとうございます。

その上で、特に重度の障がい者が地域で生活するための支援は重要です。そのために、国は、日中サービス支援型共同生活援助を平成30年度に新設したところであり、県内でも一部の地域でサービスが提供され始めました。重度の障がい者が安心して利用できるグループホームの整備は喫緊の課題です。

今年度、県では、みえ障がい者共生社会づくりプラン、先ほど部長紹介いただきました、改定を進めていただいておりますが、日中サービス支援型の利用ニーズを把握することは、個人情報保護の観点から困難とも聞いています。

しかしながら、将来のニーズを把握して必要な施設整備の見込みを立てて、計画的に整備を進めていくことが関係者の安心につながることに鑑みれば、市町とも連携の上、丁寧にニーズの把握に努めるべきであると考えます。

そこで質問です。

グループホームの整備について、特に日中サービス支援型について、将来のニーズの把握に十分努めながら、必要数を早期に整備できるよう力を入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 日中サービス支援型グループホームについて、お答えいたします。

県では、障がい者の地域での生活の場であるグループホームの整備に特に注力して取り組んでおり、現在、133か所設置されるなど、おおむね、みえ障がい者共生社会づくりプランに沿った整備が進んでいます。

このうち、日中サービス支援型グループホームについては、重度の障がいがあっても地域において安心して生活できるよう、障がい者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として、平成30年度報酬改定により制度化されたもので、現在、県内に3か所あり、今年度中にさらに1か所整備される予定です。

こうしたグループホームの必要性については、まずは市町が地域の障がい者や家族の意向等を十分お聞きし、障害保健福祉圏域ごとに個別の議論・検討を進めて地域のニーズを把握しています。

このうち、日中サービス支援型グループホームを希望する重度の障がい者のニーズがどれくらいあるのかを把握することは、地域生活への移行や支援を進める上で大変意義のあることと考えています。

一方で、サービスを提供する事業者がまだ少ない中、利用者やその家族に対する周知が進んでおらず、まだ過渡期にあることから、現時点で日中サービス支援型のみのニーズを把握することは難しい状況であると考えています。

県では、地域での生活の場であるグループホームの整備を、現在、改定を進めている、みえ障がい者共生社会づくりプランの重要事項と位置づけ、各圏域の課題や受皿の整備状況を十分考慮し、国庫補助事業や県単独事業を活用した整備推進に取り組む予定です。

今後、重度化・高齢化した障がい者やその家族が将来に向けて安心して生活できるよう、特に日中サービス支援型グループホームについて、地域における御意見、御要望を十分お聞きしながら、国の報酬改定等の動向を見据え、優先的に整備を進めてまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

地域において、重度また高齢化の障がい者の方のニーズを把握を努めながら、しっかりと優先的に整備を推進していただくという力強い御答弁いただきました。ありがとうございます。

現状が見えないということが何より不安につながりますので、しっかりとニーズの把握をお願いしたいと思います。

今回、私がいただいた相談でありますけれども、当事者家族からだけではなく、近所の方など心配した周囲の方からの相談であります。まさしくこういった声は、声なき声であろうというふうに思っています。

今回は施設の整備について聞かせていただきましたが、実際の支援の現場では課題が山積している状況があります。重度の障がい者にはどのような支援が必要か、介護が必要か、そういったスキルを醸成していく仕組みづくりも併せてぜひお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2018年に全国でも問題となり、三重県におきましても雇用率の算定誤りとして、障がい者の雇用に関する問題がありました。その後、改善に向けて、単に雇用率を上げることを目的とするのではなく、定着率アップ、職場での障がい者の活躍推進を視野に入れて取組が進められております。

昨日は四日市市においても、第18回障がい者の技能競技大会であるアビリンピックみえが開催され、報道でも紹介をされておりました。多くの企業が協賛をされております。

少しずつ社会が変わってきている中、特に今日は、三重県教育委員会への期待を込めて質問させていただきます。

令和2年3月に、三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画が策定され、本年度から運用が開始されています。

計画の中には、全ての職員が障がいの有無にかかわらず、その個性と能力を發揮して働き続けられるよう環境整備を進める、また、対話を通じて障がい者の意向を確認しながら、採用後に能力を發揮するために必要な改善を行

うなどが記載されています。

今年度はコロナ禍とのこともあり、教育現場では大変な状況もあろうかと思いますが、これまでの障がい者活躍推進計画の取組状況についてお聞かせいただきたいと思います。

さらに質問を続けます。

また、計画の中で、障がいのある職員に対してサポーターを位置づけますが、このサポーターの力量はかなり重要な要素です。県内には特別支援学校があり、そこには障がいのある児童や生徒の学びや関わりにおいて、専門性の高いスキルを持った教員や、特別支援学校が長年培ってきた知見や経験があります。これは大きな力です。ぜひ、特別支援学校との連携も今後の推進の中で検討してはどうかと考えますが、併せて御答弁をお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

**○教育長（木平芳定）** 障がい者雇用の取組状況と、特別支援学校との連携について御答弁申し上げます。

県教育委員会では、障がい者が働くことを通じて社会参加し、やりがいを持って生き生きと暮らしていくことを基本的な考え方として、三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画を策定し、障がいのある職員一人ひとりに応じた業務の提供や、サポート体制の整備などに取り組んでおります。

そのため、新任校長には、研修を通じて本県の障がい者雇用を進めるための基本的な考え方を周知徹底するとともに、障がいのある職員が新たに配属された所属長には、障がいの特性を理解した業務分担や必要な配慮、日常的な話し合いによる状況の把握が大切であることを伝えるなど、障がい者が働きやすい職場環境を率先してつくっていくための取組を進めています。

また、障がいのある職員が、担当する業務の実施や他の職員との連携を円滑に行えるよう、所属職員の中で身近な職員をサポーターとして位置づけ、困ったときに迷わず相談できる体制をつくっています。

各学校では、所属長やサポーターが障がいのある職員と定期的に話し合いを行い、業務の状況や、さらに配慮が必要な事項を把握するとともに、担当す

る業務を特定の業務に固定したり限定したりせず、一人ひとりの適性に応じて能力が発揮できるよう、得意なことを伸ばす、成長できるといった視点から業務分担を行うなどの取組を進めているところです。

また、学校だけでは対応できない相談に迅速に対応するため、今年度から新たに専門的な知識を有する職員を障がい者雇用トータルサポーターとして教育委員会事務局に配置し、学校にも出向いて支援を行っています。

障がいのある職員の採用については、教員や実習助手、小学校事務職員の採用試験において特別選考を実施しているほか、障がいの状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう、非常勤職員の採用も行っています。

今後も、推進計画に基づき、障がいのある職員が個性と能力を発揮し、やりがいを持って長く活躍できる取組を進め、学校という場において、障がいの有無にかかわらず誰もがともに暮らしやすい共生社会が実現できるよう、精いっぱい取り組んでまいります。

次に、特別支援学校との連携について御答弁申し上げます。

特別支援学校では、子どもたちが自立と社会参画に必要な力を身につけることができるよう、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育的ニーズを把握して、毎日の指導や支援を行っています。

特別支援学校の教員が有するこうした障がいについての専門的な知見や、それに基づく実践を、障がいのある職員のサポートに生かしていくことは有意義であると考えています。

このため、障がいのある職員やその所属長、サポーターが意見交換を行う場に特別支援学校の教員が参加し、専門的なアドバイスを受けることにより、各学校での課題の改善につなげたり、特別支援学校の校長を講師として、多くの教職員が障がいのある職員とともに働くために大事な事柄について学ぶオンライン形式の研修を実施したりするなど、特別支援学校と連携して、その知見を生かした取組を工夫して進めていきたいと考えております。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。非常に具体的にしっか

りと御答弁いただいたというふうには、思っております。推進のほう、よろしくお願いいたします。

その中で、ぜひそういった教育長の思い、市町の教育委員会とも連携をいただき、理解を図っていただき、しっかりと現場で推進をいただきたいと思っております。

また、得意なところを伸ばすという表現がございました。何ができるかよりも、できることを仕事に変えていく、そういった創造力も時には必要になってくるんだろうというふうに思っています。

先日、特別支援学校での教員経験のある先生とも意見交換をさせていただきました。様々な可能性をお伺いしました。児童・生徒と直接的、間接的に関わる仕事の可能性について、いろんな意見をいただいたところです。

今回、教育委員会に期待を込めて質問させていただく意味は、まさしくここにありまして、学校の魅力を十分に発揮してほしいという思いもあります。障がいの有無にかかわらず、学校現場で働く全ての人が教育に関わることに誇りを持って、さらには、関わり見守ってきた子どもたちの成長する姿に喜びを実感できるような職場の実現を目指してほしい、こんな思いからの質問です。

こういった取組は、インクルーシブ教育の推進、また、これから取り組もうとされるレジリエンス教育にも必ずプラスとなろうというふうに思いますし、チーム学校の考え方の下、そのチーム力をアップさせる取組であると思います。ぜひ、社会の模範となる取組をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで関連して一つ要望をさせていただきたいと思えます。

その前に、昨年要望させていただきました、三重県障がい者芸術文化活動支援センター、本年9月に開設いただきました。ありがとうございます。

本題ですが、いわゆる学校卒業後から社会への移行期間における、発達障がい・知的障がい青年への学びの継続、これを国は推進しています。まだ実践研究の段階ですが、令和3年度には実践研究事業の予算として、前年比約

1.5倍の1億6000万円超が文部科学省から要求されているという状況です。

有識者会議では、早急に必要な取組として、例えば大学に対しては、知的・発達障がい青年の学びの継続づくりの場としての選択肢が期待されています。とともに、今後、真の共生社会を実現していく上で、高等教育機関において学生が同世代の障がいのある学生とともに学び、ともに生きる学び合いが、互いの人間的成長に大きな教育力を発揮し、障がいのある青年の自立や社会参加に不可欠であるとの報告がなされています。

こういった延長線上にこそ、職場での活躍、働きがいの創出が、周囲のサポーターや職場環境の改善を通じて実現してくるものなんだろうと思っています。

折しも、県立大学設立の構想が持ち上がっておりますが、仮に今後、構想が具体的になるようでしたら、障がい青年の学びの選択肢を、その構想の中に入れていただきたいというのが今回の要望の主眼です。

東海エリアでは、学びの継続の場として、名古屋市に見晴台学園と見晴台学園大学があります。その保護者に四日市市の方がおられますが、県内に障がい青年が同世代の青年とともに学び、青春を謳歌する大学があつたらいいなどのお話をいただいたのがきっかけです。

昨年、愛知県において文部科学省が開催したカンファレンスには、県教育委員会特別支援教育課並びに障がい福祉課の担当者も参加をいただいているところです。

特別支援教育に携わった経験のある先生から、卒業後の進路として、例年、進学を希望する生徒や保護者がいるので、学びの選択肢として実現できたら素晴らしいですね、こういった声もいただいているところです。この件につきましては、ぜひ今後、議論を深めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問は、平和政策についてです。

9月定例会会議では、他の議員からも質問がありましたが、今日は違う視点での質問をさせていただきます。

戦争ほど残酷なものはない。戦争ほど悲惨なものはない。そして、平和ほど尊きものはない。平和ほど幸福なものはない。平和こそ人類の進むべき根本の第一歩であらねばならない。これは公明党に脈々と流れる平和の原点です。

先日、県内在住の御夫婦の戦争体験の記事を目にすることがありました。国民を戦争へと導いた当時の国や指導者を恨んでも何も変わらない、憎い戦争へのあだ討ちは、時代を担う青年を育てることだと決めて、これまでの人生を歩んでこられたことを述懐されるとともに、平和は人とのつながりの中にあるともありました。

県の平和政策の中心は、戦争の惨禍を二度と繰り返さないとの決意の下、平和の尊さを次の世代に語り継ぐものであり、何より重要です。鈴木知事におかれましては、先週24日、沖縄三重の塔における三重県戦没者慰霊式へ参列をされ、改めてその決意を発信されたところです。

一方、世界に目を向けてみると、国家間の全面戦争より地域紛争や内戦、テロのほうが深刻になるなど脅威が多様化し、軍事力では解決困難な事態に陥っています。その中で、貧困や人権侵害といった紛争の芽を摘むことの重要性が認識されてきています。国家の安全から、人間の安全へと視点が移ってきていると考えられます。

このような世界情勢に鑑み、県の平和政策においても、人権や人道を実現する、積極的・創造的平和政策へと視野を広げることが重要であると考えます。例えば、SDGsの目標16に平和と公正を全ての人にとありますが、ターゲットを含めて、戦争という文言ではなく、暴力、虐待、搾取などの文言が使用され、包摂的で平和な社会を推進するとの意味合いが強いと思われれます。

そこで質問ですが、今後の三重県の平和政策において、SDGsが求める平和の考え方を取り入れ、その視野を広げていくことを検討し、人権・人道の実現を目指す平和政策へとつなげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、県の平和政策において、SDG sの平和の考えを踏まえた取組を進めてはどうかということについて、答弁させていただきます。

今年度からスタートしたみえ県民力ビジョン・第三次行動計画では、SDG sを政策展開のよりどころとして位置づけています。SDG sには17のゴール、目標がありますが、その16番目に平和と公正を全ての人に、が掲げられており、平和政策を進めるに当たっては、その考え方をしっかりと踏まえる必要があると認識しています。

SDG sが目指す多様性と包摂性のある社会とは、あらゆる人の人権が尊重される差別のない社会です。一方、平和の対極にある戦争は、生きる権利が侵害されるという最大の人権侵害に当たる事象です。そして、戦争や紛争が起りやすい社会は、排他的で多様性を認めない、人権が尊重されていない社会にはかなりません。こうしたことから、SDG sを踏まえて平和政策を進めるに当たっては、人権尊重の視点が不可欠であると考えています。

これまでも、命の大切さをテーマとした映画の上映会を開催するなど、人権の大切さを意識して平和の取組を進めてまいりましたが、SDG sの目指す多様性と包摂性のある社会が平和な社会の実現につながることを踏まえ、県民の皆さんとともに平和な社会を築いていけるよう、議員の御指摘にありましたように、人権の尊重、SDG sの視点を一層加えて、人間の安全保障にも視野を広げた平和の取組を進めてまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

ぜひ視野を広げることで、取組の裾野を、また、関連する関係の方も一層増えてこようというふうに思いますので、連帯感を広げるという思いで取組を進めていただきたい、推進をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

平和を単に戦争のない状態を言うのではなく、あらゆる側面から平和のた

めの条件が確保されて初めて実現するとされています。

先日、性の多様性を尊重する社会への構築に向けてということで、高田高校、三重高校、鈴鹿高校の高校生有志のメンバーが、三重県にパートナーシップ制度導入を求める要望書を提出したことが報道されていました。約1週間で1330名もの署名を集めるなど、生徒らの思いが凝縮された活動だったと伺っております。

私も6月定例会議のこの場で、パートナーシップ制度に関しましては、その導入を要望させていただいた1人として、知事が今回、制度導入への意思を表明されたことに心から感謝を申し上げます。県内各市町の関係議員からも大変大きな反響があり、早速、複数の市で議会に取り上げる動きが出てきています。条例への期待が高まっています。

話を戻しますが、今回の高校生有志らの行動で特筆すべきことは、当事者としてではなく、他者の権利を守るために、報道での高校生の言葉を借りると、理解されず、明日にでも死んでしまおうと考えるほど苦しんでいる人を守るために行動を起こしたということではないでしょうか。異なる枠を超えて多様な人々を包摂していこうとするSDGsの平和の視点が、行動となって現れた一つの形であると思います。

国連が1999年に宣言した平和の文化という言葉、そこには、日々のあらゆる場面で異なる人や考え方に寛容になり、対話によって理解し、対立を乗り越え、連帯を広げていくという、私たち一人ひとりの生き方の変革から始まるとありますが、この言葉を想起させられるものでございました。

冷戦後、人権が平和の基盤であるとする考えが主流となり、その中で人間の安全保障という概念が生まれています。その基本的な考え方は、恐怖と欠乏から個人を守ることによって、人権に基づく尊厳ある生き方を指すものであり、2000年の国連ミレニアム総会で当時の首相が宣言しております。

人間の安全保障を深化させるためには、市民社会の運動が重要です。国際的にも、対人地雷禁止条約やクラスター爆弾禁止条約は、その非人道性を告発したNGOが主導して実現しています。

また、明年1月22日に発効となる核兵器禁止条約も、被爆者の皆さんや、ICAN、核兵器廃絶国際キャンペーンなど、市民社会の運動が主導しています。いずれも生命の権利を守る人権アプローチがあり、国際人権法の精神を宿していると言われるゆえんです。

人間の安全保障に基づく平和政策に向けて、全庁的な取組の広がりとともに、広く市民社会との連帯が広まっていくことを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時30分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、野口正議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） 午前中の野口議員の質問、性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）の目指す姿についてに関連して、2点お伺いしたいと思います。

環境生活農林水産常任委員会では、先般出された中間案にパートナーシップ制度の導入に関して言及がなかったため、多くの質問が出たと聞いており

ます。このことに関しては、いまだ導入すべきか否かという表層的な議論しかされておらず、制度の具体的な中身に関して踏み込んだところまで話し合われているとは言えない状況だと思います。かつ我が会派の中ですら賛否が分かれ、議会全体でも意見を二分する内容です。であるにもかかわらず、一般の知事提案説明において、突然、県が導入を進めていくかのように聞こえる発言があり、非常に驚いております。

我々議員が議論をしている最中である内容に対し、知事が一定の方向を示す発言をすることは議会での議論を全く無視したものであり、甚だ心外であり、不適切であると言わざるを得ません。まず、このことに関して知事の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） パートナーシップ制度に関する議会での進め方について  
の見解ということで、答弁させていただきます。

パートナーシップ制度については、これまでの全市町への意見照会やパブリックコメントなどの御意見を踏まえて、多様性を認め合うダイバーシティ社会を目指す県として大きな方向性として導入したいと表明しました。

多くの要望があった中、議論の一層の活性化に向けて、まずは一定の方向性を示して今後の議論につなげたいと考えていましたが、所管の常任委員会での審議中であり、意見も両論ある中での表明となり、配慮すべきところがあったと考えています。

今後、常任委員会等での検討に当たっては、様々な考え方があることを前提に十分に議論していただけるよう、より一層丁寧な対応に努めてまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） この問題の本来、一番最初に考えるべき、性的な側面において少数派と言われる人たち、いわゆる当事者の抱える様々な課題をどのように解決していくかという手法の部分が現時点で欠落しており、そのことが具体的な中身が内容が見えないまま、導入するか否かという表層的な議論

を先行させる現状をつくってしまったというふうに思っております。そして、議会だけでなく、県民全体を、賛成派、反対派に分断してしまっていると思います。

現在、制定に向けて議論されている、性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）は、先の野口議員の質問に対する知事の答弁の中にもあったように、多様な価値観や生き方、考え方を認め合う社会の実現であるはずです。にもかかわらず、この条例に関わる議論が原因で賛否二極の対立構造をつくってしまったことは、実に残念でなりません。

このことに関しては、事実を切り取りパートナーシップ制度の導入ありか、なしかのように、これまで取り扱ってきたメディアにも大きな責任があり、この場で猛省を促したいと思います。

ちなみに、私はこの繊細な問題を取り扱うに当たり、文章を事前に準備し、一言一句たがうことなく表明し、これを後ほどブログにアップするつもりです。今回の私の発言に関し、仮に一部切り取ったり、内容をゆがめた報道が行われれば、即時抗議する準備があることを申し添えておきます。

その上で、パートナーシップ制度を導入するかしらないかではなく、どのような課題を解決するの必要があり、そのために何が行政に求められているのか抽出し、対応策を練り、検討する必要があると思います。知事の所見を伺いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 課題解決に向けた検討について、答弁させていただきます。

当事者の皆さんの声の中には、関係を公に認められたいという希望や緊急時の病院の対応に対する不安、保険金の受け取りなどに課題がありました。解決すべき具体的な課題へ対応するため、パートナーシップ制度を含めた様々な手法について一から検討を重ねていくことで、当事者の皆さんの安心感や社会における理解の広がりなど、その解決につなげたいと考えています。

今後、市町と課題を共有しながら議論を深めるとともに、課題に対してど

ういうふうに応えていけるのか、さらなる検討を行い議論を進めたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。（拍手）

○議長（日沖正信） 次に、奥野英介議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 議長の許可をいただきました。奥野英介議員の発言に対する関連質問をいたします。33番、会派草莽、尾鷲市・北牟婁郡、東と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問項目は、RDF焼却・発電事業についてという題でした。それから、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町の支援におけるポストRDFに向けた施策、施設整備に対する補助金等。奥野議員の質問に対する答弁では、各市町に寄り添って取り組んでいく。いろんな課題が今までありました。特にちょっと厳しい言葉がありまして、記憶に残る中では、三重県政最大の汚点である、奥野議員の言葉をお借りするとそんなことでした。

当時、急ぐあまり、議論をし尽くすこともなく、急いで取り組んでしまったというようなことであるとか、中間総括の、まだ最終ではないですが、その総括を見ていると、建設をして本当に悲惨な事故の中で進めてこられたというちょっと痛々しい事業であります、いよいよ終息をして、この後、残された課題がやっぱりあるということで、特に三重県RDF運営協議会でお決めになられたことがありまして、特にRDF施設、私、地元のことなので具体的に言うと皆さん分かりやすいと思うんですが、平成11年に旧海山町が、20億円かけて日量20トンの処理施設をつくりました。それから、平成15年に旧紀伊長島町では、日量21トンの処理能力を持つ21億円の施設整備をしたわけです。そんなようないきさつから合併をしました。その中で二つとも、今、RDFをつくっているんですね。三重県のRDF施設についてはもう閉

鎖しているので、民間に委託して、その処理をお願いしているという状況であります。

県として、残された課題、いまだにRDFをつくっている市町に対する支援、例えば、ある程度三重県RDF運営協議会でお決めになられたことがあるわけですが、新しいものを解体するとか、今までのを解体するとか、中間施設をつくるのかという形に、1億円を上限に補助していくとかというお話があるわけですが、その点について具体的に御答弁いただければと思います。

[安井 晃環境生活部廃棄物対策局長登壇]

○環境生活部廃棄物対策局長（安井 晃） RDF化施設の撤去到県単独の補助制度を活用されている紀北町の状況に対して、御答弁申し上げます。

議員から御紹介がありましたように、紀北町につきましては、旧海山町と旧紀伊長島町の二つのRDF化施設がございますけれども、現時点で紀北町におかれましては、そのうちの一つを補助制度の期限が令和7年度となっておりますので、この令和7年度までに、どちらか一つを撤去するというような予定で検討が進められていると聞いております。

今後、広域のごみ処理施設の整備が進められる中で、RDF化施設の撤去について紀北町で詳細な検討が行われ、より具体的なスケジュールが整理されてくると思っておりますけれども、県としましては、このRDF化施設の撤去について上限1億円の補助制度の適用を現在予定しているところでございます。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。

1億円の補助金を的確に出していくということで、実は少し、午前中からこの質問をするのに担当部局と話をしていたんですが、これは多分答弁できないだろうなということも一方的に申し上げますが、できる範囲内で御答弁いただければというふうに思います。

決議、これは平成30年7月に三重県RDF運営協議会の総会によって確認した事項ですが、一つは新しい処理体制に移行する、それから二つ目は、今

のRDFの処理先をちゃんと確保します、県としては積極的に責任を持って協力をする、それから、三つ目なんですけど、セーフティネットというのがあります。

奥野議員の発言の中にもありますが、当初は、ただでどうぞごみをいただきます、運搬賃は別として、ゼロだったんですね。それが1万円とか8000円とか9000円とか、最後1万4145円という買取り価格で納めていて、これが、この時点で、この後、もし民間に委託した場合に、それを超える部分についてはセーフティネットをかけようということをしているんですが、これも実は期限を切っています。期限というのは、来年の3月ですね。それ以降をどうされるのか、お考えがあればお聞かせをいただきたい。答弁できなければ、結構です。

そして、先ほど申し上げた施設整備に対する支援をしていく、これもちょっと難しいお話になるかも分かりませんが、旧紀伊長島町、旧海山町で、20億円相当の施設を建てて、県の主導で造っていった。これが仮に、一つ残していくというお話だったんですが、二つを抱えているわけですね。解体費、1億円や2億円や3億円でないと私は思っています。その辺を御答弁いただければと思います。もし御答弁いただければ、要望としてお伝えしますので、御検討をよろしくお願い申し上げます。

〔安井 晃環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（安井 晃） まず、セーフティネットの仕組みでございますけれども、少し経緯を申し上げますと、このセーフティネットの仕組みにつきましては、平成22年度の時点で、令和2年度末までの事業の実施が三重県RDF運営協議会総会で決まりましたが、その後、令和元年9月を軸にRDFを搬入停止することが決定されたということ踏まえまして、一旦令和2年度末までに、RDFの製造を継続する市町に対しては支援をするということを目的につくられたものでございますので、その当時、県と関係市町が協議しまして、市町間の公平性にも考慮して決まった仕組みということでもありますので、なかなかこのセーフティネットの延長、また、これに

代わる新しい制度の創設というのは大変厳しいと考えておりました、県としましては、広域のごみ処理施設が早期に整備されるように、しっかりと必要な支援を行っていきたいと考えております。

それから、施設整備の補助金につきましても、各団体1回限り上限1億円ということになっておりますので、その範囲内での支援になるというふうに現時点では考えております。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） セーフティネットの件と、それから、三重県RDF運営協議会でのお決りは、この年度末ですので、一旦終わるんだと思うんです。あとは知事部局に移って、セーフティネットの件と、それから、今、2か所持っている紀北町については、御検討いただければと思います。要望して終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 同じく、奥野英介議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

奥野英介議員の総合評価方式についてということで、関連質問させていただきたいと思います。

まず、質問に入る前に、知事、何事も腹をくくって突き進むときは突き進んでほしいというふうに思いますし、何事においてもですよ。私の周りにも知事のことを本当応援しているよという声がたくさんありますから、自信を持って突き進んでいただきたいと思います。

それでは、本題に入りたいと思います。

まず、不当要求防止責任者の制度、入札制度の見直しを含む不当要求の根絶について伺いたいと思います。まず、不当要求防止責任者制度について伺います。

不当要求防止責任者制度とは、暴力団対策法に、事業者の皆さんに責任者を選任することが位置づけられ、公安委員会はその責任者に対して不当要求

に対する対処方法などについて、指導、助言、援助を行うことと定めています。この援助の一環として、不当要求防止責任者講習を三重県においても実施しているところです。

また、他府県においては、これらの責任者の選任や講習の受講を証明する事業者に対して、入札制度において優遇措置を講じているところも少なくありません。

警察本部は、これまでも県土整備部に、入札制度の見直しを通じて、この責任者の選任や講習受講を要請してきたと伺っていますが、これまでの取組について警察本部長にお伺いいたします。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） 制度の概要については御指摘のあったとおりでございますが、暴力団対策法に基づく、古くからある制度でございますが、責任者の選任は任意となっております。

私どもとしましては、公共工事を受注する建設業者は不当要求のターゲットになりやすいため、我々の制度の利用促進する仕組みを入札制度にうまく組み入れられないかという御相談を、平成26年頃からしてまいりましたが、あまりよいやり方ではないんじゃないかとの御判断でございました。

あくまで対策責任者の選任の促進が目的でありまして、入札制度の工夫は手段でございますから、私ども、この手段に強いこだわりがあるわけではございませんので、県土整備部におかれては、制度の利用促進につきまして、何らかの形で積極的な業界への働きかけを行っていただければありがたいと思って、引き続きお願いしてまいりたいというふうに考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） そこで、県土整備部に伺いたいと思うんですけども、私が聞いているところによると、県土整備部は、警察からこういう要請を平成26年ぐらいから受けてきたけれども、まともに検討していただけなかったというような、そんな声を聞いています。

そこでですけども、桑員河川漁協の組合長による事件も踏まえて、県土

整備部では不当要求根絶のための見直しを行っているところですが、こういう警察本部からのアプローチも含めて、真に不当要求の根絶につながる入札制度の見直し、しっかりとした仕組みを入れていくべきだと思いますけれども、県土整備部の考えをお聞かせいただきたいと思います。

あわせてですけれども、そういう見直しに当たって大事なものは、真に困っている事業者の声を聞いていくということ、県土整備部理事も9月の一般質問でそのようなお答えをいただいていたと思います。

内水面漁協から建設事業者への金品の要求等について、今、申し上げたように真に困っている声、そういう実態把握というのを、どのようにこれまで行っていたかということも併せてお聞かせをいただきたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** まず、不当要求防止責任者選任の総合評価方式への加点について、お答えさせていただきます。

警察本部からは、平成26年に建設業者が不当要求防止責任者講習を受講した場合に、入札参加資格者に係る格付評価への加点の追加について依頼がございました。

県土整備部で格付の評価項目の見直しを検討しましたが、格付では、工事の品質や施工管理に直接関係しない不当要求防止責任者講習の受講を加点項目とすることはなじみにくいと考えておりました。

また、総合評価方式の社会貢献度としての設定について導入できないかといった依頼もございましたが、近県でも評価項目として導入している事例はなく、また、総合評価方式により、入札は特定のランク以上の業者が対象となるため、業界全体としての取組としての効果が期待できないと考えております。

しかしながら、今回の内水面漁協の事件を受けて、不当要求の根絶に向けてこの制度を活用することが有効な対策であると考えられることから、格付または総合評価方式において、不当要求防止責任者を選任した企業を評価することについて検討を進めてまいります。

次に、実態把握の調査についてでございますが、今回の事件を受けまして、建設業協会と意見交換を行っております。県内に12の支部がございますが、108社の建設業者から直接意見を伺いました。

主な意見でございますが、協力金を廃止してほしいとか、協力金より下請や資材購入を求められるほうが金銭的に厳しいとか、協力金は工事請負金額に対して定率ではなく納得した金額を支払っているとか、そういう意見がございました。

同じ協会員の中でも、協力金等への意見については地域において異なっておったり、また、同じ支部の中でも企業によって異なっている状況ございましたが、結果として様々な忌憚のない意見を伺えたというふうに考えております。

今後は、建設業協会以外で、県の工事の受注実績のある企業からも直接意見を伺っていききたいというふうに考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

**○21番（稲森稔尚）** 私自身が建設業者の皆さんのお話を聞く中で、一番深刻だなというふうに思ったのが、県の行政の皆さんのことを、この協力金の問題においては事業者の皆さんが信頼していないのではないかと、そういう声をたくさん聞いてきました。

何でかといいますと、こういう不当要求の実態がある、金品の実態があるんだということを県の職員の皆さんに業者が繰り返し相談したにもかかわらず取り合ってもらえなかった、SOSを出していたのに取り合ってもらえなかったという、そういうやっぱり不信感があります。

県に声を上げると自分たちも不利になるんじゃないか、これからの工事で不利になるんじゃないかというそういう気持ちですとか、あるいは、この金品の要求ということが地下に潜ってしまって余計に見えにくいものになるので、とことんこれは解決に向けて取り組んでほしいという、そんな声を聞いてきました。

やっぱり個々の事業者の皆さんに調査票を送って、匿名でもやっていくべ

きだと思えますけれども、最後、知事の意気込みを聞かせていただきたいと思うんですけれども、真に声を聞いてほしいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今、稲森議員がおっしゃったように、聞き取りにおいて皆さんの声をしっかり聞いていきたいというふうに思いますし、先ほど岡本部長からもありましたとおり、やはり目的をしっかり達成していくために、また、その過程を通じて、先ほど議員からもあった、県政への信頼回復、そういうことも念頭にしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

また、この続きをやらせていただきますので、よろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 日程第2、議案第186号から議案第195号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。杉本熊野予算決算常任委員長。

〔杉本熊野予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、11月27日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第186号令和2年度三重県一般会計補正予算（第9号）外9件につきましては、去る11月26日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第193号については、全会一致をもって原案を可決、議案第186号から議案第192号まで、並びに議案第194号及び議案第

195号については、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

議案第186号から議案第192号及び議案第194号、議案第195号の9議案について反対の理由を述べて討論いたします。

9本の議案は、いずれも2020年度の国家公務員一般職の一時金に当たる期末勤勉手当の年間支給月数について、人事院が6、7月に実施した調査により、民間の支給月数が4.46か月であったことより、国家公務員において、前年度より0.05か月少ない4.45か月とする人事院勧告を受け、県職員にも同等の削減をするものです。

新型コロナウイルス感染症で、各方面で経営や働く人の給与などに大きな影響を与えています。感染予防、感染者への対応で、県民の安心・安全を確保するために日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っている県職員、教職員、警察職員など、条例改正の対象となる皆さんの一時金を減額することには理解できません。

引下げは2010年度以来10年ぶりとなり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減退などを背景に、民間企業の一時金水準が公務員を下回ったためとしています。しかし、今年の夏季一時金の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響で、民間企業や医療機関では一時金が減額されており、特別な事態であり、事業所や働く人の困難な状況をつくることこそ課題であると調査は

示しています。

コロナ禍で奮闘する公務労働者の労苦に応えず、コロナ禍を経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けるものだと思います。加えて、民間労働者のこの不況をよしとするものです。

特別な状況下での民間の実勢を反映したものとはいえ、この時期のマイナス勧告は、公務労働にとどまらず、マクロレベルで個人消費に悪影響を与え、地方における中小地場産業で働く労働者などに大きな影響を与えることとなります。また、生活保護など社会的給付の基準引下げにもつながりかねません。

人事院勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているにもかかわらず、公務員の賃金抑制機能を果たしていることを憂慮します。

ILOは、繰り返し日本の公務労働者の労働基本権回復の勧告を行っています。官と民とを対立させて、民間が下がったから官民格差是正だといって人事院勧告を使って公務員を引き下げる、すると民間は官が下がったからといってまた下げるというデフレスパイラルを加速させるものでしかありません。

およそ企業経営においても、コスト削減で人件費に手をつけるのは最も安易な経営手法とされています。そもそも三重県の財政状況の悪化の要因は、人件費が高過ぎるからでしょうか。

取るべきは、県民サービスの質の向上、それを担うための人材の確保、公務公共労働者の専門性が発揮され、職員のモチベーションを上げ、ほかのモデルとなるようになるべき方向ではないでしょうか。

公務員は安定していて民間よりもよい、もっと削れ、こういう悪循環のサイクルを、90年代以降、延々と繰り返しているわけです。勤労者の所得が下がって、経済がよくなるはずはありません。公務員の給与だけが下がり続け、それと関係なく民間の勤労者所得が上がり、経済状況がよくなるなんていうこともあり得ません。

経済活性化を願う県民の声に応える基本は、まず、県民の所得を上げること、全ての労働者の賃金を上げること、ワーキングプアをなくすことです。給与所得でないところへも波及していくものです。よって、県職員等の期末手当等の引下げとなる9議案に反対いたします。

一方、政策決定に直接関わる特別管理職である知事をはじめ、議員の一時金減額には賛成することを申し添えます。

以上、議員の皆様には賛同を呼びかけし、反対討論といたします。

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第193号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第186号から議案第192号まで、議案第194号及び議案第195号の9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第186号から議案第192号までの可決に伴い計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により議案第186号から議案第192号までに係る計数の整理を議長に委任されたいと存

じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

### 議 提 議 案 審 議

○議長（日沖正信） 日程第3、議提議案第4号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### 採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議提議案第4号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

### 休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明12月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明12月1日は休会とすることに決定いたしました。

12月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

**散 会**

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時8分散会